

第百四十五回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第 十 七 号

平成十一年七月二十八日(水曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 村井 仁君

理事 井奥 貞雄君

理事 鴨下 一郎君

理事 上田 清司君

理事 石井 啓一君

理事 飯島 忠義君

理事 大石 秀政君

理事 嘉数 知賢君

理事 坂井 新君

理事 塩谷 立君

理事 中村正三郎君

理事 村上誠一郎君

理事 渡辺 具能君

理事 渡辺 喜美君

理事 近藤 昭一君

理事 仙谷 由人君

理事 中川 正春君

理事 谷口 隆義君

理事 福留 泰蔵君

理事 鈴木 淑夫君

理事 佐々木憲昭君

理事 横光 克彦君

出席國務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

公正取引委員会事務総局長 山田 昭雄君

引局長 谷垣 禎一君

大蔵政務次官 原口 恒和君

大蔵大臣官房総務審議官 尾原 榮夫君

大蔵省主税局長 中川 雅治君

大蔵省理財局長 中川 雅治君

大蔵省金融企画局長 福田 誠君

大蔵省國際局長 溝口善兵衛君

通商産業大臣官房審議官 林 洋和君

中小企業庁次長 殿岡 茂樹君

大蔵委員会専門員 田頭 基典君

委員の異動

七月二十八日

辞任

河井 克行君

坂本 剛二君

坂井 新君

砂田 圭佑君

平沼 越夫君

綿貫 民輔君

海江田万里君

玉置 一弥君

大口 善徳君

同日

辞任

飯島 忠義君

今村 雅弘君

嘉数 知賢君

塩谷 立君

古屋 圭司君

吉川 貴盛君

石毛 鉄子君

近藤 昭一君

福留 泰蔵君

補欠選任

吉川 貴盛君

塩谷 立君

嘉数 知賢君

飯島 忠義君

古屋 圭司君

今村 雅弘君

近藤 昭一君

石毛 鉄子君

福留 泰蔵君

同日

補欠選任

砂田 圭佑君

綿貫 民輔君

坂井 新君

坂本 剛二君

平沼 越夫君

河井 克行君

玉置 一弥君

海江田万里君

大口 善徳君

提出第二十七号

同月九日

共済年金制度の堅持に関する請願(小林多門君紹介)(第六四九号)

同(山中貞則君紹介)(第六六五八号)

同(中山太郎君紹介)(第六六九四号)

同(菅直人君紹介)(第六七二二号)

同(小里貞利君紹介)(第六七五〇号)

計理士に公認会計士資格付与に関する請願(越智通雄君紹介)(第六七〇〇号)

所得税の基礎控除引き上げ、課税最低限の百八十万円への改正等に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第六七一一号)

大型所得減税、消費税減税に関する請願(吉井英勝君紹介)(第六七四九号)

同月二十三日

共済年金制度の堅持に関する請願(持永和見君紹介)(第六八〇四号)

同(持永和見君紹介)(第六八一八号)

同(持永和見君紹介)(第六八三二号)

同(堀之内久男君紹介)(第六八五八号)

児童手当の大幅拡充、新たな子育て支援制度に関する請願(草川昭三君紹介)(第六八五七号)

消費税の減税に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第六八八一号)

同(瀬古由起子君紹介)(第六八八二二号)

同(平賀高成君紹介)(第六八八三三三号)

消費税率を三%に戻すことに関する請願(中路雅弘君紹介)(第六八八四四号)

は本委員会に付託された。

七月十四日

共済年金制度の堅持に関する請願(第六四七九号)は、「山花貞夫君紹介」を「伊藤忠治君紹介」に訂正された。

七月二十二日

児童手当制度の抜本的改善に関する陳情書(熊本市水前寺六の二八の一熊本県議会内島津勇典)(第三一〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)

○村井委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。大蔵大臣宮澤喜一君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○宮澤國務大臣 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

政府は、最近における社会経済情勢にかんがみ、企業による事業の再構築の円滑化に資するため、産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を受けた事業者について、事業革新設備の特例償却、設備廃棄等による欠損金の繰越期間等の特例、登録免許税の税率を軽減する特例等の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以上が、租税特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由説明及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

第一類 第五号

大蔵委員会議録第十七号

平成十一年七月二十八日

○村井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○村井委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小池百合子君。

○小池委員 自由党の小池百合子でございます。産業活力再生特別措置法に關しましての税制上の措置について、幾つか伺いたいと思います。

まず、今回の法案でございますけれども、私は、思い出したこととして、昭和二十年代ごろにテレビがばつと世の中に出てきたときに電気紙芝居というふうにあざ笑った映画産業が、その後、各企業によつてたどった道は違いますが、衰退となつた。そして、そのテレビが、例えばネットワークの代表格と言われておりますアメリカのNBCという大変大きなテレビ局がございますが、これが今度は、AOIというつい数年前にできたアメリカのベンチャー会社、ヤフーに対抗するようになつて買収されたというニュースが先日ございました。私は、読み直してみると、AOIがNBCを買ったというところで、産業構造の激変ということを感じました。

つまり、産業構造の変化はそれほどすさまじいスピードであり、また、メガコンペティションはまさに世界、そして国内外を問わず起こっているんだということでございます。ハンドルを切り換へたというふうに思ふと、むしろはアクセルを吹かし過ぎたためにクラッシュ寸前までいった日本経済をどうやって立ち直らせるのか、それは経営者自身の努力で行うのか、もしくは官民一体となつてともに進んでいくのか、この辺が今回の法案の入り口に入るまでの議論でも少しあった方がよかったのかなというふうに私は思うところでございます。

今回、さまざまな税制の措置がとられ、買いかえの特例であるとか登録免許税の軽減、不動産取得税の軽減、また分社化を進めるなどといった措置がとられていることは、これはグローバルなスタンダードから申しますと、経営者として各国の経営者が行っているようなつえを、魔法のつえではないでなければ、それを振るえるということでは意味のあるところだと思ひます。

こういうふうな材料が整つたときに、あとは私は経営者の資力が問われてくるのではないかと。これだけのものをそろえると、GEのウェルチ会長という、すばらしく大胆な改革を行ったことで知られるわけですが、そういう人が日本に本當にあらわれてくるのかどうか。それは経営者自身の問題であるとして、今後大いに期待もしていきたいと思つております。

そこで、私がきょう伺いたいのは、一点に絞らせていただきます。今後こういつた新規産業の出現を大いに期待するところではございますが、まずその資金調達の問題としての証券市場、これもインフラとして整えていかなければならないのではないかと。この法案が今後進み、新規産業がそれによつて育ち、そしてIPO、公開をしていくというふうなことは、我が国の証券市場の整備が何としても欠かせないところでございます。一方で、間接金融から直接金融へという大きな時代の流れがある。それだけに証券市場の環境整備ということとは不可欠な問題だと思ひます。

このところ、広島、新潟など各地方の証券取引所がクローズをし、そして東証がそれにかわつてという大きな動きもございます。また、お米の先物というのか、その先物の世界を世界で初めて行った大阪はまたそれなりに、昔から株先とか日経二五とか新しい商品などを出して、そして独自性を出そうという努力はしているようでございますが、一方で、ソフトバンクの孫正義さんがアメリカとの合併でナスダック・ジャパンをつくらうとしている。こういつた国内外における市場間競争、取引所間競争というのが起こっているわけ

でございます。

私は、取引所間競争というのを今後とも一層進めることによつて市場そのものが元氣をつけ、そしてまた、これまで東証一部、二部そして店頭公開というように、メジャーリーグがあつて、マイナーがあつて、草野球があるみたいな、そういうランクづけではなくて、市場間で競争する。まさに、ニューヨーク・ストック・エクスチェンジとアメリカン・ストック・エクスチェンジ、そしてNASDAQはお互いに競争しているわけでございます。いまして、その理事長という社長とか、それは天下りのポストではなくて、車つきのポストという名譽職ではなくて、それだけが営業をして回っている、トップ営業をやっているわけですね。うちの証券取引所で上場しないというのを営業をして回つて、客引きじゃないでいいことを営業をやっているのがアメリカでの取引所の所長、社長の姿でございます。ついでに言うならば、アメリカではそうやってNASDAQのテレビコマーシャルまでやっている。この辺のところは全く日本とは、上場させてあげるとか、そういうこととはまた全く風土が違ふということでございます。その前には自己責任の確立ということがあつてでございます。

そこで、伺わせていただきます。日本の証券市場の整備、東証も新しい新規産業の市場を二〇〇一年には立ち上げようという動きもございまして、地方の証券取引所の今後、そして日本の証券取引所の今後、こういつたことについてどういう計画、どういふイメージを立てておられるのか、御担当の方に伺ひます。

○宮澤國務大臣 計画とおっしゃつたし、イメージとおっしゃいましたし、そのところをどうお答えするかということだと思ひますが、今お話しになりましたことの中に大体答えは出ていふだろうと思ひます。取引所というのは、頭の中ではマーケットでございます。取引所という言葉、あるいは端的には場立ちというふうな言葉がござい

が、何かそういう場所があつて、人がいて、相對して何とかということがマーケットというものの始まりだと思ひますけれども、今お話しになりましたように、確かに、マーケットというものが非常に抽象的に成立する、電子的に成立するようになつて、片つ方であるわけで、片つ方ですうでございます。片つ方、しかしそうではあつても、でたためにただデイトリングが行われるわけではなくて、どこに属してそれが行われているかということがまたございまして、したがつて、うちの市場というふうなことが企業として成り立つたろうと思ひます。

そういうふうに変化してまいりましたから、かつての日本証券取引所、かつて、お役所であつたことはないので、結構いかに新しい存在であつた、そのことがだんだんいろいろな意味で変化をしていくだろう。新潟にもあつた、広島にもあつた、札幌にもなまきやおかしといったような一種のプレステイジみたいなものから、いやそれは、必ずしもそういうものがなくても、取引というものは広島でできるはずのものは東京でもできるわけでございますからというふうに変化していくことがまた同時にあるだろうと思ひます。ですから、場という觀念がかなり変化をしてきたということ。

しかし、そうではあつても、取引が行われる限りは、取引に参加する者は保護されなければなりませんし、取引の公正は期さなければなりませんし、また記録等々は残らなければなりませんから、それなりの制約がある。そういうことはまた事実で、そういう中で日本の証券市場というものは進んでいくだろう。会員権が今度なくなつたというふうな話はおもしろい話でございます。結局、スベースの制約というものが要らなくなつたことに關係があるんだと思ひますけれども、やはりそういうふうに進んでいくのではないかと思ひます。ただ、それを政府がそういうふうに進導する必要は恐らくないだろうと思ひますので、し

たがいて、推移とか方針とかいうどっちのお
答えをするのかと思ひました。誘導すること
はないので、政府としては、取引の公正と取引に
関係する人たちの保護といったようなものに
関係心は置けないかというふうに思ひます。
○小池委員 ありがとうございます。

ちなみに、アメリカのNASDAAQは、NAS
DAQ自身が上場する、株式を公開するという
ような動きも出ておりまして、そういった動きが
全体のアメリカでの投資活動を集めているの
ではないかと思ひます。若干私自身の考えを
申し上げますと、やはり、特に、NASDAAQ
もそうでございますけれども、今後のアメリ
カ経済の行方というのには、ちよつとはら
んどきとして見ていられるところではござ
います。

それで、今回の法案でございますけれども、
税制関連のところでも、もう一歩進めてほ
しかったな、また、将来ぜひお願いしたいな
と思ひてございまして、それがいわゆるエン
ゼル税制の点でございます。

現在では、個人投資家に対して、株式損
失は翌期以降三年間、株式譲渡益との損益通算
のみは認められていてございまして、ほ
かの所得との通算を認めるべきではなかつ
たか、また損益通算期間を延長すべきでは
ないかというふうに思ひます。この点、私
は若干不十分じやないかと思ひますが、い
かがでしょうか。

〔委員長退席、柳本委員長代理着席〕

○尾原政府委員 今回の法律の中で、エン
ゼル税制の措置が講じられていないこと
でございまして、

実は、いわゆるエンゼル税制でございま
すが、現行制度の株式譲渡益に対する課税
を見てみますと、実はまだ申告分離と源
泉分離課税の選択ができるというふう
に現在になっております。したが
いまして、源泉分離を選択した場合には、
売却価格の一・〇五％だけで所得税の
関係が終わるといふうに現在なつてい
るわけでございまして、

また、創業者の利益に配慮した制度も、
つまり店頭登録それ以前に三年間持っ
ていれば、店頭登録一年間で完了した
場合はその所得は半分にするという制
度もございます。既に相当有利な制度
になつていのではないかと思ひます。

そういう中で、今先生からお話ござ
いましてエンゼル税制の特例措置を講
じているわけでございまして、

この制度は、御承知のように、エン
ゼル税制の適格対象株式になる場合は、
株式譲渡益が出た場合には三年間繰り
越して他の株式の譲渡益から控除する
ことを可能とする制度でございまして、

この期間三年をさらに延長したらど
うかと、あるいは他の所得との通算を
認めてはどうかと、この御提案ござ
いまして、現在、御承知のように、
源泉分離選択あるいは申告分離が両
方可能なものと他の所得と通算とい
うようなことになつてまいりまして、
損だけ出てくるような税制になつて
ございまして、その辺をどう考へる
かという問題がございまして、

それから、もう一点申し上げますと、
所得税の最高税率、今回三七％にな
つておりますが、申告分離においても
二〇％の分野で出てきた株式の損を
三七％までいだけるところの所得と
通算するということとをどう考へる
かという問題もあるかと思ひま
す。

あと、三年間の問題については、
現在、所得税制は暦年課税ということで、
災害があつたとかいふような場合
も三年というのを限度にしておりま
して、株式だけのこととが税制上の
バランス、公平の観点から考へる
かということがございまして、ま
さに、エンゼルといふような、こ
ういふベンチャー企業を起すため
の施策というのには非常に大切か
と思ひますけれども、税制上、理
論的にも実務的にもいろいろ考へ
なければならぬ問題があるという
ふうになつて思ひます。

〔柳本委員長代理退席、委員長着席〕

○小池委員 余り悩み続けなくて、
これはまさに、公平という税の大きな
観点もございまして、また、国の
あり方として、新しい産業を育て
るんだということを税制の中に組み
込むことが政治の役目であり、ま
た、まさに国を挙げて、そういう
新しい産業、これからの日本の
飯の種を育てるという意思を持
つことがまず重要なのではない
かと私は思ひます。

それから、最後に一言。

今回は民主党の方から女性による
創業等の支援ということが出てい
るわけでございまして、私の友人
も結構女性のベンチャーの元氣な
経営者がたくさんおられます。見
ていると、別に女性だからという
ことじやなくて、やることをや
つていられることを考へるという
のは、本当に頑張ろうとしてい
る女性に失礼なのではないかと
思ひます。であるならば、ベン
チャーとして新しい創業者を育
てるといふ大きな観点から考
えていく必要があるのではない
かというところを最後に申し上げ
まして、私の質問を終わらせて
いただきます。ありがとうございます。

○村井委員長 次に、末松義規君。

○末松委員 民主党の末松義規で
ございまして、今年度の経済白書
が日本経済の持つ問題の中で、
三つの過剰という構造問題に言
及してございまして、過剰設備、
過剰雇用そして過剰債務、この
三つの過剰が顕著である、これ
をもちいた原因が日本経済及び
日本の社会構造の中にとても根
深く潜んでいると。

そして、いろいろと民主党でも
政調の皆さんを中心にそういう
研究をされておられまして、こ
の過剰の原因を調べていまして、
また別の三つの過剰に行き着く
んじゃないかと言われていられ
ます。その三つの過剰とは何か
かというと、過剰なむだ遣いとい
うのと過剰な行政介入、そして
過剰なお上依存、そういう体質
であるということとを分析して
いるわけですが、これらだんご
三兄弟みたいなものなんですが、
こういう点をきちん

とチェックしながらやることが
これからの行政を進めていく上
で必要なことだろうと思ひ
ます。

また、これらの過剰を乗り越
えていくためには、行政からも、
温かい目で見ながらも、クール
な頭で自立を促すといふことが、
民間の皆さんが御自分の足で
立てます、あるいは立って頑張
つてください、それに対して最
大限の環境づくりを行いま
すよという姿勢が政府にとつて
必要なだろうと思ひます。

そういう思いの中でこの法案
を具体的に見てみますと、今
回の法律案ですけれども、大
体、大企業、事業再構築要請
というものが沿って、評価で
きる措置というものもある程
度含まれております。さまざま
な措置の中で、見てみますと、
そういった評価するべき点もあ
るんではないかと、ただ、これら
の適用は、これは通産省が基本
的なペーパーをおつくりになつ
たと思ひますけれども、この事
業の再構築に関する計画を出
さるという中で、面倒なペー
パーワークなんかをいろいろと
経て関連官庁の認定を受けな
きゃいけない、そういう構造
になつていられるわけで、

限られた資源の中でちゃんと
資源を使うわけですから、みな
にできるわけではない、だから、
そこは何かの選定を受けなければ
だめだという理屈はわかるん
ですけども、こういうペーパー
ワークが重い足かせとなつて、
ペーパーワークが得意でない人
なんかいますし、そういった中
で実際に適用がかなり限定さ
れて、ちよつと効果が薄くなる
んじゃないかという懸念もある
わけではあります。

また、これに関連して、実
際に選定という作業なんです
けれども、役所、お役人とい
うのを考えますと、別に営利
行為を行つているところでも
ないし、商売に関してプロで
ない、そういう方々が何か決
裁書を見るような目で見て
いて、本当に、ベンチャーと
かあるいは業を起す人たちが
起業家を育てることができ
るのかという懸念が私にとつ
てあるわけですが、その点に
ついてはいか

がでしようか。

○宮澤国務大臣 今お話しになったこと、つまり産業活力再生特別措置法案、閣内でのいろいろな議論しておりまして、これは確かに主務官庁にかなり大きな権限を与えるものであります。認定をするわけでございますから。

ただ、今の日本のこの段階というものが、恐らく二十一世紀を迎えるに当たって、五十年間やってきたことをやはりいろいろな意味で転換しなければならぬ時期であることは御認識いただけると思うので、このときに当たって政府としてそういう民間における動きに参画すると申しますか、関与すると申しますかということ、非常に注意をしなければなりませんけれども、恐らく許されることではないだろうか。

それは、金融についても、ごらんのように同じことが言えるわけでございます。金融再生といったような仕事は、かなり大きな権限を政府が現実を持つわけでございますので、同じことが言えると思いますが、本来ならば、市場経済において政府はそんな大きな力を持つべきではないだろうと私は思いますけれども、今回は、五十年やってきた日本が新しい道に入るのに、それは不況が背景ではありますけれども、ある程度そういうことは許されるのであろう。

しかし、それはともすればおっしゃるような恣意的になりやすいわけでございますから、通産省としても、運用基準というものはつきりさせなきゃいけないということを考えておられる。ですから、ここはまさに、行政が恣意的にならないように、市場経済の動きを阻害するようなことにならないように、国会がいろいろ関心を持たれるところだろう、私は当然そうあつてしかるべきところだというふうに御質問を了解いたします。

と同時に、こういう場合に、免税の特権を与えるということでございますから、これはあいまいな認定をするわけにはいかないもので、やはり税務当局としては、主務官庁があつて、そこがはっきりこれについてはそういう特権を与えるべきであ

るという判断をしていただきますと、今度は税務側の認定が恣意的になりますので、この点はそういうふうな仕組んでいくしか方法がないだろう。ただ、主務官庁の認定については、極めて客観的にそれを公表していただいてもわかるように、そういうことにしなければならぬということとは政府としても十分考えているところでございます。

○林洋政府委員 お答え申し上げます。今回、私どもの法律、特にその中で事業再構築の部分でございまして、基本的には次のような考え方をしております。

アメリカあるいはヨーロッパに比べて不利な制度をイコールフットリングにしてある、その中核になるのが、組織変更をスピーディーに行えるような商法の特例が一つ、それからもう一つは税制でございます。この二つの道具立てを整えて、あとはお決めになるのは各民間企業の判断である。そういう意味では、各企業の自主性の尊重というのが第一の原則だと思っております。

それから第二には、昔は、例えば石油危機とか円高のときには、共同行為的、例えばこの業界はプロラタで一〇%とかそういうやり方をいたしましたけれども、私どもは、今回はそういうことはすべきでない、むしろ、どの設備が古くて能率が悪いのかというのをそれぞれがわかっていることとでございますので、市場原理にのっとるというのが第二の原則だろうと思っております。

ただ、商法の特例にしても税制にしても、例えば商法の一般則であるならば、これは商法の改正というところになって時間がかかるわけでございまして、今はそんな悠長なことは言っておれないという状況でございます。税については今大蔵大臣が御答弁したとおりでございます。そういう意味である要件はかけざるを得ない、そのときにどうやって恣意性を排すのかということが御質問の趣旨だと思っております。

私どもとしては、第一には、原則として、申請から認定まで一カ月でやりたいと思っております。例えば、検査役の特例を設けるわけでございます

が、これは迅速な組織変更をするためにやるわけでございます。検査役の特例で現物出資の評価は早くできたけれども役所の手続が三カ月も四カ月もかかるというのは、これは本末転倒でございます。そういう意味で、一カ月で原則やりたいというのが一つ。

それから二つ目には、恣意性の入らない透明な基準を明らかにしたいということ。

それから三つ目は、その過程で専門家の意見を聞くとかパブリックコメントを付するとか、そういう手続面でもきちっとしておきたい。それから四つ目は、企業秘密に属する部分を除いて、認定をいたしました計画を公表したい、こういうふうな考えております。

○末松委員 大臣からいただきましたし、通産省さんからもいただきました。非常に問題意識としてはきちんとしておられるというのを私も非常に評価いたします。市場原理に従って、透明性を心得ながら公開していくということ、これは時代に合ったところであらうと思っております。

私は、その中でちょっとだけコメントさせていただきたいのは、恣意性というのは、今の時代でいけば余りなくなってきたらと思うんですが、問題は、逆の意味で、指導性があるかどうかという世界があるのかもしれないと私は思っています。

といいますのは、やはり商売とかにかかわっていない方々がやるとなると、どうしてもお役所仕事にならざるを得ないのです。これは当たり前前の話なんです。ですから、例えば役所の中にそういうベンチャー等に非常に理解と専門性を有する方々の何か委員会とか、あるいはそういう集まりの中でこれを通すとか、そういうふうな工夫もぜひ考えていただきたいと思うわけですね。

ただ、基本的なラインとしては、非常に市場原理を中心にして言っておられることについて敬意を表します。

宮澤大臣が言われたように、ある意味では五十年のあか、逆に言えば、あかという位置づけじゃなくて、日本経済は成功してきたわけですから、その成功体験が逆に今度は足かせとなって次の時代に行けないという位置づけになってきていますから、そこを、多分一番お困りしているのが役所の組織だと判断せざるを得ないところもあると思うので、その辺を見て、自分が足らざる思いの中でそういう専門家の意見に謙虚に耳をかすような形でお願いしたいと思っております。

次に、この産業活力再生特別措置法では、私から見れば、大企業のリストラに関する税制上の優遇措置というのが目立って、今回は、創業支援といいますが、あるいは中小・ベンチャー企業の支援についての租税法の措置がすっぱり抜けているような感じもするわけなんですけれども、その辺について大蔵大臣の御認識を賜りたいと思っております。

○宮澤国務大臣 言われたところの最後の方がわかりませんが、ベンチャーについての配慮が足りないと言われたのですか。

○末松委員 要するに、創業支援ということについて租税法の措置がないじゃないか。企業のリストラについてはいろいろな租税法の措置があるのですけれども、創業支援について今回、税制上の措置がないじゃないかということ。

○尾原政府委員 今回の税制上の措置がリストラ対策についてだけではないかというお話でございます。

実は、今回の税制上の措置が受けられますのは、ただいま議論になっておりました計画が前提になるわけでございますが、その計画も、いわゆる分社化とか設備を廃棄するという事業構造の変化だけではなしに、事業革新、つまり新しい生産方式を入れるあるいは新しい商品を開発する、そういう事業革新計画をあわせて講ずるものについて税制上の恩典が講じられることになっておりまして、そういう意味で、後ろ向きの施策ということではない、まさに我が国に今必要とされている産業再生のため、新しい力が入ってくる、その計画をあわせ持つていって今回の税制支援が

行われるということだと思ひます。

それから、創業者支援ということでございますが、これは別途、今回の産業活力再生特別措置法の方で信用保証の枠の増大というようなことが考えられていて、私も聞いております。

なお、税制面で創業者支援をさらに考えたかどうかということですが、先ほども申し上げましたように、現在、中小ベンチャー法でエンゼル税制というのを設けているところでございます。これ以上さらに拡大せよということになってまいりますと、現在の我が国の所得税の体系から、理論的あるいは実務的にもいろいろ検討すべき課題が多いというのが率直な感想でございます。

○末松委員 私、次の質問を言っていました。たので、エンゼル税制について伺います。

今言われたように、さらなる拡大が必要じゃないかというのが私の立場なんですけれども、先ほどの小池議員と同じ問題意識を持っているわけです。具体的に言えば、例えば民主党は、今回提示させていたように、三千万円を限度として三年間、他の各種所得からも繰越損失控除ができるというような、そういったもつと幅広いエンゼル税制が必要だと思ふのです。

先ほど局長さんの方からさまざまな問題点というお話がございましたが、その第一目に大蔵省さんの方で言われていたのが、源泉分離課税と申告分離課税、これの選択制がある、これを源泉分離課税の廃止ということと抱き合わせてエンゼル税制を考へるといふようなことも何か言われていたらしいのですけれども、その辺についてはどういふふうにお考えなんですか。

○尾原政府委員 今先生からお話がありましたように、先生の党の方からいろいろな御提言がなされていることを私も承知しているわけでございます。

それで、このエンゼル税制について、申告分離と源泉分離選択が一化すればこの制度ができるのではないかとのお話でございました。確かに、申告分離、源泉分離が申告分離に一化すれば、

一つのハードルといひましようか、それがなくなることはそのとおりでございますけれども、さらに問題が残っておりますのが二点ほどございいます。

一つは、申告分離、先ほども申し上げましたが、株式については二〇％で所得税を御負担いただく仕組みになっております。一方、他の所得は三七％まで最高税率がいくわけでございます。したがって、譲渡損失をほかの所得と相殺するというものになってまいりますと、いわば三七％負担していただくところの所得が相殺されるというようなことになってまいりまして、その辺、所得税の考え方から一体どう考へるのかという問題があるかと思ひます。

アメリカの例で申し上げますと、納税者番号制度のもとで総合課税ということになっているわけですから、基本的な考え方としては、長期短期での税率の差はございまして、最高税率をいただく所得というのは株式の所得もほかの所得もほぼ同じであるという考え方に立っておるものでございまして、その辺、理論的にどう考へるのか。

さらには、先ほど納税者番号制度と申し上げましたが、所得の把握体制の問題もどう考へるのかという点、いろいろあるように思っております。

○末松委員 アメリカの例も出されましたが、所得税の考へ方なんですけれども、これは例えば、小池議員も言われておりましたけれども、日本のこれからの飯の種を、あるいはみんなの生活をよくしていくという形で、創業者を物すくふやさないといけないというものが今の時期だと思ふのです。そのときに、従来の税制の所得税の考へ方ではないと思つておられるのですか。その変更について、どういふ検討の状況を今考へておられますか。

○尾原政府委員 私も、税制というのはいつも固定的でいいというふうには思つていないわけではございません。したがって、租税特別措置法で

はございますが、エンゼル税制というような形で現行体系の中でできる限りの措置は講じているというのが今の姿かと思ひます。

それで、実は所得税、税全体の話になってくるわけでございますけれども、ある特定の分野について一つの租税特別措置を設けますと、それ以外、先ほど三年間のお話で申し上げさせていたいただきましたが、災害で損失を受けたという場合は、三年間というのが限度でキャリーオーバーできるわけでございます。世の中、例えば損失についてだけで言えば、確かに、株の損失に配慮をすればそういう投資がふえる、日本経済にとつていいということが期待できるかもしれないが、他方、税は、税の公平というバランスの問題がどうして出てくるわけでございます。例は適当ではございませんけれども、それでは、災害に遭つて家財道具をなくされた方の損失とのバランスをどう考へるかといった場合、税制としてどうあるべきかというふうなところまで考へていかなければならぬ問題を含んでいるわけでございます。

いずれにいたしましても、所得税制といひますのは抜本的な改正をしなければならぬわけでございます。税制調査会でもワーキンググループを設けて、どう所得税制はあるべきか、現在検討を続けているところでございます。

○末松委員 災害の損失とこはちよつと一緒にしないでいただきたいんですよ。それはそれでまた別途対策を立てるべき問題だろうと思ふんです。

私が申し上げたいのは、株式とかそういうのは確かにリスクマネーというのがあるわけですね。リスクをとらないと新しいものはできない。日本人の哲学で抜けているのは、リスクをとるといふことに対して非常にみんな臆病か、あるいはとらないという前提に立つた税制をやっていると思ふんです。そこをどう税に生かすかというのが今一番難しいし、今一番求められてもいますし、そこにはやはり玄人の腕のさえが見せられるところだと思ふんですよ。そこをどう加味していただ

かないと、所得税は従来こうです、だからあとは変わらぬという話をされちゃうとこれ以上議論が進まないんですよ。

あと、最後に、税調でやられるということだけれいにおまともになられましたけれども、その期限はどういふふうにお考えおられるんですか。

○尾原政府委員 いわゆる所得税を含む税制の抜本改革をいつ実施するかというお尋ねかと思ひます。

まだ率直にいついふふうには税制調査会でも議論にはなっておりませんが、来年、実は中期答申というのをまとめる年になっておりまして、その中で今後の所得税制のあり得べき姿をお示しいただけるのではないかと、こいいうふうには思っております。(末松委員「来年何月ですか」と呼ぶ)

まさに政府税調がこれからどういふ審議日程になるかでございますが、来年の春といひましようか、もう少し時間がかかりましようか、それはこれからの審議にかかっておりますが、こいいうふうな中期答申で示したいというふうには思っております。

○末松委員 そうやってる間に日本経済がまたどんどんずばずばとはまっていって、そこは大蔵省の責任と考へてよろしいんですか。

私は思ふんですけれども、抜本的な改革をすべてやるといふことで、それは先になりますよ、一年先です、二年先ですといつたら、今の状況はだれが救つてくれるんですかと申し上げたいんです。だから、非常にきれいにまとめるにはやられるのはいいんですけれども、そのところはやはり随時作業していただかないといけないし、学者さんのスケジュールに合わせるわけにもいかないし、そこは本当にこいいうた必死の思いでやっていただきたいと思ふのです。

特にこのエンゼル税制、もし例外的な特例といふことであれば、そこを本当にもう一步、もう一段考へていただきたと思ひます。私もいろいろなベンチャーの方々とも接していますけれども、そこをどうのリスクマネーをきちんととらえら

れる、あるいは配慮した形の税制をもっとやっていただきたいということを真摯な要望として出されておりました。

そういった意味で、先ほど宮澤大臣が言われたように、五十一年の改革、意識を改革するというのがこの国の国民にとって一番重要なことなんです。それから、そこをまず大蔵の方で示していただきたい。それで初めて、リスクマネーに対して日本はこれからこたえるんだということをぜひお考えいただきたいと思っています。

これだけやっていきますと時間がなくなってしまうので次に進めますけれども、最後に言っておきます。本日に、まず期限を決めて、それで進むような形をお願いします。それをやっておかないと、するするやっただれも責任をとらないんじや、これこそ日本民族の方が困りますから。頼みます。

次に、今のとも関連するんですけれども、日本でも何もういう配慮をしなければ、行き着く結果は一つなんです。日本を捨てて海外に出ていく、要するにキャピタルフライトが起こるだけの話なんです。それを大蔵省さんの方では本意に意識されているのかどうか。今ボーダーレスという話になって、日本も外為法を改正して、そうなるから、この税制は非常に悪いなと思ったらそれはほかのところでやります。現に日本のベンチャーでもほとんど日本を見捨てて行っている人が数多くいるんです。そういうふうなことをこれから同じように続けていくんじやなくて、ぜひそこは、まず知恵を絞っていただきたい。

そのこととの関係で、小池議員も指摘されておられました、ナスダック・ジャパンというのが日本でも開業するというですけれども、この新しい資本市場の動きに対して、まず宮澤大臣の御認識を伺いたいと思います。

○宮澤国務大臣 先般、ニューヨークのNASDAQ AQの方と志を同じくする日本の財界人が東京で記者会見をされました、ある時期にナスダック・

ジャパンというものをつくるというお話をしておられました。ただ、もちろんそのためにはまず証券業協会をつくらなきゃなりません、その協会が新しい登録市場の開設、管理について責任を負うわけでございますが、まだその協会の設立、市場の開設はもとよりですが、そういうことについて法的な動きはございせん。認可を求めてこれられるということもまだございせん。その準備をしておられるというふうな承知しております、恐らく証券業協会に参加される方がどれだけとか、そういう働きかけをしておられるんだらうと思ひます。

基本的には、私は、先ほど小池議員にも申し上げましたけれども、取引というものはそういうものになってまいりますので、取引が公正であつて、そして投資家が保護される、そういうことが確保されるのであれば新しい形態が生まれてもそれでいい、積極的に考えていくべきであらうというのが基本の考えでございます。ただ、今言われております現実のNASDAQ AQの動きは、まだそこに至らない、恐らく準備段階であらうと思ひます。

○末松委員 このナスダック・ジャパンについてまだ不明な点が多いです、アメリカで成功したからといって日本でもどうかという話もあります。確かに、宮澤大臣が言われたように信用性の問題、投資家の保護といふことが、投資家が自由に信頼を持って取引できる場所であるかどうか、そのところがチェックをされるんだらうと思うわけですが、政府委員の方でこれについて知識をお持ちの方で、その辺の信頼性についてコメントをされる方はおられますか。

○福田(誠)政府委員 直接の答えになるかどうかはちよつと自信ございせんが、今大臣が申し上げましたように、店頭登録市場の開設は証券業協会が行うことになりまして、いずれにしましても、NASDAQ AQのような方々が進出される場合にはまず証券業協会をつくっていただくということでございますし、それから、そのでき上がった

協会が店頭登録市場を開設されようとするときは、その証券業協会の規則におきまして登録基準とか売買価格の報告、発表、決済方法などを定め、投資家の保護に欠けることのないような内容として大蔵大臣の認可を受けなければならぬことになっておりますので、まだその辺の具体的なお話は私ども伺っていないということでございます。

○末松委員 先ほど宮澤大臣が、前向きに受けとめたい、そういう意味で公正でしかも信頼できる市場であればいいじゃないかということ、これは私も非常に前向きに評価したいと思ひますが、ただ、その前に反省なんですね。第二店頭市場というものをつくって、どうも活発に商売がなされていなかった、この辺について日本側の反省点、あるいはどういう教訓を学び取ったのか、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○福田(誠)政府委員 お答えいたします。御指摘の店頭特則市場というものでございますが、これは平成七年の七月に、ベンチャー企業のようなものの公開を容易にするために、従来の基準を緩和した特則基準を設けることにより開設したものでございますが、どうもその登録基準の中で、事業の新規性という基準でございまして、その判断が困難であつたというやうなことが、それからベンチャー企業にとつて純資産額といった基準は必ずしも適当でなかつたというやうなこともございまして、開設したわけでございますが、その後、登録会社数が三社にとどまっているというところでございます。

そこで、そういうやうな状況を踏まえまして、証券業協会も十年十二月には、その特則基準をもつ少しベンチャー企業の利用しやすいやうに直す必要があるというところで、例えば設立経過年数が十年以下の企業を対象とするとか、あるいはさつき申し上げました純資産額基準は廃止するといふやうな手だてを講じております。それ以外にも、店頭市場の活性化に向けてまして、インターネット

開示システム、すなわち店頭登録市場の適時開示情報を迅速に投資家に提供するようなシステムを導入いたしましたし、登録銘柄の流動性を高めるためのマーケットメーカー制度というやうなものも導入しております。店頭登録市場が御指摘のやうにさらにニーズにこたえられるやうに改善を加えているところでございます。

○末松委員 その改善を加えて、三社が何社にふえたんですか。

○福田(誠)政府委員 現在のところ、その後一社登録されたところでございます。

○末松委員 つまり、このことは何を示しているかといふと、先ほど大臣が言われた公平性とあとクリアリング機能、これだけでは市場は育ちませんということだらうと思ひます。しかも、時代に合っていない。だから、私は、実はNASDAQ AQの関係者と会つたときに個人的にもちよつと聞いたことがあるんですけれども、きのうもまた関係の方からも聞きましたけれども、日本にもいろいろとアプローチをしてきたという話で、そこで東証はそれをつけたという話もあるんです。だから、多分これも五十一年の考え方の凝り固まつた古さがそういうことをさせているんだらうと思ひますけれども、それをやっている限り、それはかたて、信頼できる市場ができた、でもだれも入らなかつたというのじや、大きな部分を見落としていませんかという話になるんです。

ですから、私はNASDAQ AQというのは黒船だと思ひてゐるんですけれども、これを機に日本の市場を、時代に合った形で本当に投資家が利用しやすい、あるいは企業もそれから資金を得やすい形に再度見直してもらわないと、システムそのものが機能しない、あるいははいていかない、二十一世紀に全く太刀打ちできないというところで、場合によつてはNASDAQ AQが日本の東証になつちゃうんじやないかといふほど向こうの方が勉強していますよ。

だから、政府がやっているんじやないから、そ

いただきたいというのを望むものでありますので、御答弁をよろしくお願い致します。

○宮澤国務大臣 行政はニューカマーに対しては常に消極的であるわけでございますけれども、今度の場合、殊に公益法人と違ひまして、公益法人なら主務大臣が認可をしてくれる、その認可に乗って、それじゃ特権を与えようと行政が動くわけですから、認可を与える人がいないものから、そこで、どういふときに特権を与えていいか悪いという判断がなかなかできないという問題がございます。

国税庁長官が、アメリカは多分そうじゃないかと思うのですが、そういう認可権を持つというふうな仕組みもあり得るのしょうが、どうも日本ではそれは余りやりたくないことでございますから、それでしようがないから経済企画庁と言つては悪いですが、どこの役所にもなかなか属さないのです。それは、確かにニューカマーに対してはちよつと消極的な感じがいたしますよ。

ですから、私は、NPOというのは将来日本のためになかなかいい仕事をしてくれるのだろうと思うので、なるべく公の権力と本当はかかわらない方がよろしいのですが、免税ぐらいはメリットによつて差し上げていいのじゃないかという気持ちがありますので、余り狭く考えてはいかぬなというふうに思っています。

○上田(清)委員 大臣の答弁を大変好意的に私は受けとめたいと思います。アメリカでも、NPO団体に勤めておられる方々は、給与は低くても社会的に意味のあることをやっているという誇りで一生懸命仕事をしているというふうなことも私は何つております。そういう意味でも、これからの日本の社会のあり方について大きな変わりようをつくるものであるというふうに認識しておりますので、どうぞ事務方におかれまして、主税局長、ぜひよろしく願ひします。

それでは、本論というのでしようか本案について少し質疑をさせていただきます。

これは商工委員会でも、私、昨日、民主党の提案者の一人として席に座つておりました。各議員の議論をずっと聞いておりました。また、政府の議論も聞いておりました。とりわけ与謝野通産大臣のお話の中に、行政にはこそ行政裁量権があつた方がいいのだ、こういうお話も承つておりましたが、私なりのつたない知識によりますと、立法府の仕事はできるだけ行政裁量権を減らすことにあるのだ、結果として残る分には構わないのだけれども、立法府の仕事というのは行政裁量権を減らすことにあるのだ、こんなことを以前学んだことがありまして、ちよつと困るなというふうなイメージを持つておりましたが、一番議題になつておりましたのは認定の問題でございまして。

もちろん、ここでは租特の問題が中心であります。通産の方にも来ていただいております。なぜ私がそれを気にしているかと申し上げますと、この法案をつくるのに忙しくて、結果的には何を定めるとか、例えば政令で定めるだとか、そういうことまで検討する余地がなかったのじゃないか。それで最終的には、運用の基準などは大臣告示で定めるといふような形をとつておりますが、私も少し苦しい経験を持っております。

宮澤大蔵大臣も御承知のとおり、一昨年の十月から十二月にかけて預金保険法の改正がございました。ここでは、特定合併をさせるに当たつては大蔵大臣のあつせんのみというのがメーンでありまして、何ら一つの基準も出されませんでした。この間、どんなに議論をしても、ケース・バイ・ケースであります。例えば預金高がどのくらいだとか、あるいは地域経済においてどれだけの規模を持つていられるかとか、そういう一種の基準があつてしかるべきではないかという議論を私は何度もしてはいたのですが、とうとう最後まで当時の三塚大蔵大臣あるいは関係の局長の皆さんから確たる答弁はいただくことができませんでした。その結果、幸福銀行があつたのであります。あるいは、余り名前を出すと語弊が出てきますから、ほかの

ところでもいろいろ問題が起きております。そういうことを考えると、やはり認定基準というものをきちつと政令で定めていく。あるいは大臣告示にしても、しばらくたつてからわかるというところじゃなくて、事前に最小限度役所の方でこういう方向ですよということはこの委員会に提示していただかなければいけない。たまたまこれは租特の分野で審議をしておりますので、商工の方でやはりきちつと基準を提示していかなければならないと私は感じております。

そこで、通産の方々に伺ひたいのですが、なぜ後で大臣告示になるのか、なぜ事前に基準が明確に出せないのか、あるいはアウトラインでも、こんなふうな考え方をいふことを明確に言えないのか、この辺について伺ひたいと思ひます。

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。この法律、なかなか事業再構築の部分、先ほども御答弁申し上げましたけれども、商法の特例と税制というグローバルスタンダードのつとつた二つの道具立てを整えて、各企業が自主的にマーケットメカニズムにのつとつて事業交換とか営業譲渡あるいは分社化、事業の譲り受け、設備譲渡等々をやつていくというものでございまして。そういう意味で、商法の特例あるいは税制というものを考えると、一定の要件は定める必要があろうと思つております。そういう意味で認定制度を導入しております。

ただ、恣意性が入ることはよくないということ、第一には、できるだけ客観的な基準を設けて告示において明確化をしたい。第二には、その基準を定めるに当たりまして、私ども役人で商売のことがわかるのかという御批判もございまして、そういう中で、例えば社会経済生産性本部、これは優良企業の認定とかそういうこともやっております、そういうところの意見なんかも聞きながらよりよいものにしていきたい。正直申し上げて、この法案が通る前に皆さんの意見を公に聞くわけにもまいりませんので、専門家の意見、それから

パブリックコメント、こういうものを経た上で告示を出していきたいと思つております。それから三点目には、その計画を認定した際には公表したいということ。四点目には、変な指導というふうな御意見もございましたけれども、そういうことがないように申請から認定まで原則として一カ月でやる、そういうことによつて透明な恣意性の入らない運用に心がけてまいりたいというふうに思つております。

○上田(清)委員 必ずしもお答えをされておられません。二番目に言われました基準の部分例えば国会には見せられないわけですね。だつて、認定が一番肝心なんでしょう、受ける企業にとつてみれば。この部分が認定されて初めてそうした優遇を受けるわけですから、どういふ状態だつたら認定を受けるのかというのを国会に提示していただく、その基準を明確にしたいと、それが本心に正しい基準なのかどうか国会に見せていただくことが、この法案についていふ一番大事なことでないか。私は、私はそう思つております。

その点について、いや、時間が間に合いません、これから聞きます。本当にそれでいいのかどうか、法案の提出者としてそんなことではないんだろ。例えば私も民主党は、この提案までに二十八回会議を開いて、十四回外部から講師を招いて議論をさせていただいております。我々の法案もそういう経過のもとに出てきています。だから、いかにも拙速ではないかというふうに思つておりますが、この点についてもきちつと答弁してください。

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。例えば生産性を相当程度上させる、ここが一つのポイントだろと思ひますが、この点につきましては、例えば株主資本純利益率、ROE、あるいは従業員一人当たりの付加価値額、こういうものを考えております。ただ、業種あるいは個別企業、業態によりましてそれぞれ相矛盾するような基準もございまして。

そういう意味では、今申し上げたようなものも含めて、もうちょっと幅広く考えて、具体的に例えればROEであれば何%ぐらい事業再構築によって改善するのとか、そういうような基準を一つのメルクマールとして出したいと思っております。

ただ、私も、現実に再構築計画をつくり、実行するのは企業でございまして、ある意味では決断をする企業経営者自身が一番よく考えているという面もございまして、変にハードルを高くするつもりはございませんし、かといって、モラルハザードになるようなものも好ましくないと考えております。その実態に即して、かつ今申し上げたようなことを考えながら、意味のある数字は一体どれぐらいなのかというのは、先ほど申し上げたように、専門家や皆さんの御意見を参考にしながらつくってまいりたいと思っております。

○上田(清)委員 例示的に今二つ出されましたけれども、もちろん、その二つの基準というんでしょいかメルクマールみたいなものが業態、業界によつて違うということもよくわかりますので、だからこそ、逆にいろいろなタイプ、Aタイプ、Bタイプ、Cタイプ、Dタイプという形の中で、こういうことをきっちりとした基準にしていくなというアウトラインをやはり国会に事前に示していただく、そのことで英知を結集していく方が私は基本的に正しいのではないかと今思っております。

最小限度資料等を出していただきたいということとを強く、もう今さら要望してもしょうがないんですが、これからの課題にさせていただきたいというふうに思っております。余りにも拙速ではないかということも指摘させていただきたいと思っております。

今回の再生法に関連する租税の部分で、当然数字は出ないものだというふうに私は思っております。一応、減額部分については、主税局長、どのくらい考えておられますか。

○尾原政府委員 今回の税制措置によります平年度の減収額でございまして、これは、大蔵省のこ

れまでの減収額の考え方でまいりますと四十億円というふうに見込んでおります。

なお、大蔵省の考え方ではというふうに申し上げたのは実はわけがございまして、今回の税制措置の中には欠損金の繰り戻し還付あるいは買いかえの特例、これは性質上従来から平年度の減収額としては計上してないものが含まれております。しかし、そうはいっても、個々の企業にとってはプラスの効果があるわけでございまして、通産省においてそれを試算すると全体で三百億円程度のプラスの影響がある、というふうに関わっております。

○上田(清)委員 ありがとうございます。

ちよつと先ほど忘れておりました本案の部分ですけれども、中小企業に關して知事の認定ということでありまして、これは通産省の方で、知事に対する基準値みたいな形あるいは何らかの形で指導要綱的なものを政府として用意をしておられるのか、あるいは今後用意をされるのか、その辺の關係についてはどうなっているんでしょいか。

○殿岡政府委員 中小企業の計画に關する件でございまして、御承知のように、本法案におきましては、既に創造法等の計画認定等を受けたものについては知事の認定があつたものとみなしております。

そうした要件を設けないものについて、これは県としての自治事務だという位置づけでございまして、基本的には、県知事におきまして計画が受当であるかどうかという認定をすることになりまして、けれども、それに際して県サイドからの御疑問等がございすれば、これに対して一応アドバイザーをするというふうな考え方で全体の法の運用というのを考えているところでございまして。

○上田(清)委員 ちよつとわかりづらかつたんですが、基本的には、まだすり合わせとかそういうことはしてないということですね。

○殿岡政府委員 認定に關しましては基本的に知事にお任せするというところでございまして、けれども、計画認定を行う都道府県と中小企業庁が連携

いたしまして、必要に応じてわかりやすい説明資料を作成する等の中小企業者への支援ということもあわせて考えていきたいというふうに思っております。

○上田(清)委員 国の法律で決めたものを、中小企業関係においては経営資源活用新事業計画の認定に關して都道府県知事がやるという仕組みができておりますが、やはりきつちとしたすり合わせがないと機能が不十分じゃなからうかというふうには私は思っておりますので、その辺もぜひ注意をさせていただきたいなというふうに思っております。何かまだまだ、もちろん法案策定作業そのものが相当スピードにやられて、大変御苦労をかけたというふうに関心しておりますけれども、さて、この法案の趣旨がこのままだと生きないかなというふうな懸念を持っておりますので、ぜひ注意をしてもらいたいと思っております。

そこで、アメリカの俗に言うSBI Rでありまして、これが実は、初年度は日本円に直すと多分五百億ぐらいで、現在、昨年度レベルで一千三百億ぐらいのいわば支援の費用をかけております。経済の規模が向こうは二倍ですので、日本円的にいえば六百五十億ぐらいお金をかけなければならぬというふうに関心しておりますけれども、今年度のベースでは百十億というふうな計画が出ております。

それで、これも実際、先ほど申し上げました経済戦略会議の答申の中では、政府としてはAにされております。非常にいい見方をされておられまして、「二十八の特定補助金を指定し、中小企業者等に対する支出目標を約百十億円とする」という、これを年度計画に入れておられます。これは大変いいことでありますが、この中身がアメリカと比べると約五分の一あるいは六分の一という形で、いかにも小さい金額ではなからうか、こんなふうに関心しております。

こういう方面についての包括的な支援体系というものを、やはりスモール・ビジネス・イノベーション・リサーチという過程の中で新しく企業が

育ってくるというふうに関心しておりますが、この点について、私は、答弁というよりはアメリカとの比較、何でも比較すればいいというものでもないのですが、どのような形でこういう金額を決めてこれたのか、このことをもしわかるようであればお答えいただきたいと思ひますし、私もこれは包括的に質問しておりますので、必ずしもこのことを通告してないと思ひますので、今の時点ではその経緯はわからないということならそれでも構いませんが、このことを強く意識しているという指摘があつたということも關係のところにしてお伝えしてもらいたいと思ひますが、次長、わかりますか。

○殿岡政府委員 お答えいたします。

これは、新事業創出促進法という中で日本版のSBI Rの制度を設けたわけでございまして、けれども、委員御指摘のように、アメリカに既にそれに類する制度があるということでございまして、日本の中小企業の現状を考えまして、今後、中小企業が経済活力の源となるという意味におきまして、中小企業自身が研究開発をして技術レベルを高めていく必要性が日本においても極めて高くなつていくという認識のもとに、そうした法案を提出させていただいた経緯がございまして。

その際、研究開発に対する国からの資金の供給でございまして、私も中小企業庁におきましては、従来からそうした問題意識を持ちながら、そうしたものに予算を配分していくという努力をしてきておりましたけれども、何と云へども、いろいろな事業分野がある中、各省においてそれぞれ中小企業の事業をいざば所管しておること、そして、そうした省庁自身がそれぞれその分野の中小企業の技術水準を高める努力をしていただくことが日本の中小企業全体の技術に対する意識あるいは意欲を高める上で極めて重要であるということ、各省連携しての制度として発足したいということをつくらせていただいた制度でございまして。

そういう意味におきまして、全体で額が百十億

関に警告すること、さらには、銀行のみが旧債振りかえを含む保証案件を持ち込む場合には、中小企業者本人に対して本人の意思を確認するということを指示してきたところでございます。

さらに、こうした措置にもかかわらず、中小企業者の意思に反する旧債振りかえというものが行われているかどうかということにつきましては、この確認のために信用保証協会を通じて実施把握のための調査を行うことにしております。また、御指摘のような個々のケースにつきまして、非常に中小企業者の方の苦情が高い場合につきましては親身に御相談に應ずる、場合によっては御指摘のような取引銀行をどうするかということを含めまして応ずるということとしておるところでございます。

今後とも、銀行に対する監督、金融監督庁の仕事でございすけれども、ことも連携をとりながら、引き続きこの保証制度というものが中小企業の資金調達に役に立つような運用を心がけていきたいというふうに思っているところでございます。

○若松委員 今、相談に應じるといことですけれども、具体的にどういうふうに應じられるのですか。

私どもは、最終的に政権入りは、意思を表明しましたけれども政策合意はしておりませんのでまだ野党、ユダなんでしょうかね、という状況で説明させていただきますけれども、与党の議員も、貸し付け側からすれば、資金の貸しかえというのですか、これについても非常に問題が多いということを言われておりました。ですから私どもは、金融監督庁なり、その相談に應じる苦情の窓口をちゃんと設けてもらいたい、こういう話をさせてもらったわけです。

きょうは金融監督庁来ていますか。——それは通産省にお聞きしたいのですけれども、具体的にどう相談に應じてくれるか、どういうふうな窓口を設定されているか、苦情者にわかりやすく説明してもらいたいのですけれども、いかがですか。

○殿岡政府委員 中小企業金融一般に關しましては、もちろん中小公庫等々ございすけれども、今御指摘のようなケースは、既に保証協会と一定の御関係をお持ちの方であるとすれば、やはり信用保証協会におきまして御相談いただくのが一番適切な道かというふうな思っております。

○若松委員 ところが、実は私どもにも、とある保証協会からこれはどう考えても貸しかえだという話があったわけですよ。直接金融機関に話しているのですけれども、保証協会の中小企業の意見の代弁というところがなかなか通らない面があるのです。それについてもうちよつと親身にお答えいいただきたいのです。通産省としても、意見があつたら直接本庁に来てくれ、具体的にこの電話番号にかけてくれと。どうですか。

○殿岡政府委員 どこに相談すればということでございますけれども、保証協会はそれぞれ県別にございす、こちらはもちろんございす、また、私ども中小企業庁あるいは各地の通産局におきまして、こうしたことに対する相談窓口を設けてございす。

中小企業庁でございますれば、東京〇三—三五〇—四六六七というところがこうした場合の相談窓口になっておりますし、また、信用保証協会プロパーの問題として、全国的な団体がございます、こどももそうした苦情というのを専門的に受け付けておまして、これも東京〇三—三二七一—七二〇一というところで具体的に御相談に應ずるといふ体制を組んで万全を期しているところでございす。

○若松委員 ありがとうございす。これは残念ながらNHKのテレビ中継の委員会ではありますから、ただ、この事実は大変大事だと思ひますから、問い合わせがあつたら、ぜひしっかりと対応していただきたいと思ひております。

ところで、今の電話番号に苦情はどのくらいあるのですか、もしわかれば、大体で結構ですから、どういふ状況なのか。

○殿岡政府委員 手元に具体的な件数を実は持ち

合わせてきておりません。

ただ、全般のことを申し上げるとしますと、昨年、大変貸し渋りという状況があつたときには、こうした各地の窓口を含めまして、大変多数の苦情なり御相談があつたことは事実でございます。このところに来て、こうした制度が整い、また周知もされたという中で、現在では徐々に減っている状況というふうな認識しております。

○若松委員 減っている事実はあるのかと思ひますけれども、かなりの現場でいまだに苦勞している面があるということもぜひ再認識していただきたいと思ひます。

それでは、これは通産省の御答弁の後に大蔵省にお聞きしたいと思ひますけれども、今回の産業活力再生特別措置法案、ちようど商工委員会がこの法案の議論が行われておりますけれども、これについてどういふ御意見がございす。

これはそもそも「産業活力再生特別措置法案」自体の問題点としていろいろな方が指摘してありますが、いくつもの事業部門を有する一定規模の企業、特に製造業の企業にしか、あまりメリツトのないものだと思います。なぜなら現在の日本の経済を支えている中小企業にとつては、本業以外の事業部門などほとんど存在していないからです。

いわゆる単一事業が中小企業そのものだ。ですから、このような中小企業にとつては、今回の法案が成立しても、法案にある「経営資源をより高い生産性の見込める中核的企業」は本業そのものであり、そこへのシフトのための設備処理などは発生しません。

当然といえば当然ですね、一つしか事業がないわけですから。

現在の不況の中苦しんでいるのは、今法案の想定している業種・企業群はもちろんですが、それ以外の業種・企業群も同じであることがわかつてい

ていて作成された法案とは思ひません。これは実は、現場で中小企業の相談等を抱えている公認会計士の方の御意見です。

さらに續いておりますけれども、具体的に、例えば小売業で言えば、法案にある「事業再構築計画」にある「生産性向上の目標の明確化」など、日々幾つもの店舗のデータをとっている大規模店では算出が可能だとしても、中小小売店が表現することは極めて困難です。

要は、そこら辺の管理能力がないのも中小企業の実態ということですね。そこで質問なんですけれども、まず、これはこの方の意見ですけれども、

現行の税制の中には大規模製造業優位の制度がかなりありました。にもかかわらず、そのような一部の企業に対しての優遇税制が更に拡充されるとなると、税制に対する信頼感が揺らぎかねません。

これは、税制に対してやはり公平、公正、中立ということがあつてはすけれども、恐らく現在の状況からやむを得ないかなという観点からの今回の優遇税制措置ではないかと思ひますけれども、こういった指摘に対して、まず通産省にお伺ひします。なぜここの優遇税制がさらになされるべきではないのか。

またあわせて、先ほどの御指摘ですけれども、中小企業、要は単一事業しかやつていないところに対して今回の優遇税制というのは余りプラスになつていない。それに対してはどのようにお考えなのか。この二点についてお聞きしたいと思ひます。

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。私ども、この法律、なかなか事業再構築の部分が大型企业あるいは特定の製造業のためではないかという御批判をよくちょうだいいたします。ただ、例えば法第二条の第二項第二号を見ていただきますと、製造業のみならず、かつ大型企业のみならず、中小企業についても要するような事

業革新というものを定義しております。例えば新たな役務の開発とか、あるいは商品の新たな販売の方式の導入とかでございます。

それから第二点、法律の第十九条で、「国は、活力ある中小企業者の事業再構築が我が国産業の活力の再生を実現するために重要な役割を果たすことにかんがみ、」云々ということで、中小企業者がこの事業再構築をやるのをできるだけ応援したいというのを書いてございます。

それから税制でございますが、本法案に基づいて新たな投資を行った場合に、中小企業については七％の税額控除と三〇％の特別償却の選択を設けております。大企業の場合にはそれが一八％ないし二四％でございます。そういう意味でも、中小企業に税制面で配慮をしているというふうに考えております。

○尾原政府委員 ただいま先生から、今回の税制措置が中小企業に不利になっているのではないかといいてございます。

ただいま通産省からお話ございましたように、今回の税制上の措置は大企業に限定した措置ではございません。すべての企業を適用対象としてございまして、また中小企業につきましては、母法といましようか特別措置法の方でも、中小企業への配慮の規定もございまして。

税制といたしましては、新規設備投資をした場合、大企業の場合には特別償却でございますが、中小企業の場合には税額控除と特別償却の選択ができることになっております。税額控除は七％でございますし、特別償却は、大企業の場合には二四％であるのに対し、中小企業の場合には三〇％というふうにしてございます。

それからまた、対象となる設備投資でございますが、大企業の場合は、事業革新に資する設備ということで設備を決める形になってございますが、中小企業の場合は、設備投資であれば原則として何でも対象になる、こういう姿になっているわけでございます。今回の税制上の措置が、大企業優遇ということではなしに、中小企業にも配

慮した姿になっていることを御理解いただきたいと思ひます。

○若松委員 それでは、税制関連の中身について質問いたしますが、これは大蔵省ですね。

大規模な設備廃棄に係る欠損金の特例についてですけれども、現行の欠損金控除五年間というものがありますけれども、この七年と五年の区別というのが、当然、監督官庁の恣意性が介入してしまうのではないかと。ある企業の大規模設備廃棄については五年しかできない、またあるところは七年、これは公平性に欠けると思ふのですけれども、公平性をいかに担保するかということについてどのように考えていらっしゃるか、答弁願ひます。

○尾原政府委員 今回の法律で、特定設備の廃棄を行った場合の欠損金の取り扱いについてのお話かと思ひます。

今回の税制上の措置は、事業再構築計画というものを一つつくっていただきまして、まさにその計画が承認され認定されたものでございまして、しかも、それが今後告示において示される客観的な基準に基づいて行われるわけでございまして、私も聞いていてるところでは、例えば設備廃棄でございまして、現存する設備に対して何％ぐらの割合のものを廃棄するかというような基準をつくることも考えておられるようでございます。で、各省庁の取り扱いによつてその辺がまちまちになるということはないものと考えております。もとより税務執行でございまして、そこで出されました証明書をもとにこの適用が行われているということになってまいります。

○若松委員 それでは、通産省にお聞きします。今言った認定の公平性は、要は、今の主税局長のお話では、通産省が認定したものは基本的に七年適用するということですね。それで、証明書が何か付与されると。

では、認定する側の通産省として認定の公平性をどう確保するか、これについてこの際御答弁いただきたいと思います。

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。

設備廃棄における相当程度の具体的要件でございませうけれども、廃棄する設備の額の保有する設備の額に対する比率が政策支援に値するだけの一定以上の比率になる方向で検討をしております。具体的な数字を出したいと思つております。

○若松委員 済みません。その具体的な数字はいつごろ出るんですか。もう一度教えていただけますか。

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。

この法案成立後、できるだけ早く政省令とか告示の作業に入りまして、私どもは遅くとも、中小企業の創業の部分は九月一日から、それ以外の部分は十月一日にはできる限り施行したいと思つております。したがって、それに間に合うべく、かつ一定の周知期間が必要であるということをお考へると、できるだけ早くつくつてまいりたいと思つております。

○若松委員 ちょうど夏で暑いですがけれども、ぜひ作業の方を頑張ってください。

それでは、これは通産省にお聞きしたいのですけれども、中小企業に対する事業再構築計画の要件緩和について、これは要望なんですけれども、中小企業はこの法案にありますが事業再構築計画を立案して、それを通産省が認定するわけですから、先ほど言いましたように、中小企業はそういう作成能力等が非常に限られているということ、当然企業にかわつて外部のコンサルティング等が立案を代行するという感じになると思ひます。そこで、またかなりの作成料等をコンサルティングなりに払うと、結果的に今回の法案のメリットがなくなつてしまふ。

そういうことを考えますと、事業再構築計画の記載要件を本当に簡略化して、いわゆる認定の情報というものを本当に絞つたものにしてもらいたい、そういうことを要望するわけですが、いかがですか。

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたが、法律の第九条に中小企業者の事業再構築について配慮をす

るという規定がございまして。こういう規定も踏まえて、中小企業者の負担を軽減するために、事業再構築計画の申請書については極力簡易なものとしてまいりたいと思つております。

また、本法案の施行後には、当然中小企業者でこういう事業再構築をおやりにならうと思つておられる方、これは余りないのではないかと。いうようなことをおっしゃられる方もございませうけれども、提携とか合併とかそういうことも当然ございまして、そういうことも含めて広く周知徹底を図り、あるいは申請様式の記載事例なども実例をつくつて広く広報をしたいと思つております。

○若松委員 申請書の簡素化、認定手続、そういったところは、本当に中小企業がやりやすいような配慮をぜひ引き続き検討をお願いしたいと思ひます。

それでは、大蔵省にお伺ひします。資産売却益に係る同族会社の留保金課税の免除というところで、これも事業者または税の専門家の方からかなり要望があるわけです。例えば企業が借入金圧縮またはリストラ資金の捻出のために資産を売却した場合、同族会社の場合には繰越欠損金があつても、単年度の留保所得が一定額以上になつた場合には留保金課税が発生してしまうのですね。特に繰越欠損金がある場合には、留保所得と相殺できないため、法人税、住民税の金額がゼロになる、要は還付できない、そういう話になるわけですが、これは、いわゆる単年度の留保所得金額が結果的に課税対象になつてしまふ、税金がかかつてしまふということですね。

これは、当然日本の大部分の企業は中小企業なわけですが、そしてかつ同族会社、この同族会社が企業の再生を図らうとして資産を売却する、でも結果的に税金が取られてしまふ。やはり留保金課税という現制度が、中小企業がまさにリストラ、会社の再生を図るためのネックになっているのではないかと、こう思ふわけです。

ですから、少なくとも中小企業が再生を行っているときの資産売却益に対しては留保金課税は免

除していただきたい、そう思うのですけれども、いかがですか。

○尾原政府委員 この留保金課税の問題は、先生からたびたび御指摘を受けている問題でございます。

この留保金課税制度の趣旨は、同族会社の場合には株主が大変少数でございますので、配当をどうしても抑制して個人の累進所得課税を回避するといふような問題が予想されることから、税負担の公平確保の観点から設けられているわけでございます。また、この制度がございましてことによりまして、間接的に配当支出の誘因として働くであろう。そういったすれば、法人形態と個人形態との税負担のバランスがとれるのではないかとこのふうに考えて、昔からある制度であるわけでございます。

それで、先生の今のお話の趣旨は、欠損の繰り越しがある場合、当期たまたま黒になつても、欠損金があるのだからその部分は留保金課税の対象にすべきではないとお尋ねかと思ひます。

実は、この点についても法人課税小委員会が議論が行われたところでございまして、留保金課税の趣旨を突き詰めてまいりまして、その期その期で着目していかなければならない。そういうことからいたしますと、欠損金もございまして、その制度の筋といたしましては留保金課税制度の対象とすべきではないかという議論がございました。そういうことで御理解いただければというふうに思ひます。

○若松委員 この留保金課税もいろいろな委員の方が何度か聞いておりますけれども、アメリカの留保金課税は、基本的に財テクというかいわゆる事業に課税しない所得に対して留保金課税をやっておりますけれども、日本の場合には事業所得、実際の事業に係る所得に対しても留保金課税で、これはやり過ぎじゃないかと思うのです。ですから、ぜひそれを検討していただきたいのです。

ちよつと違う観点からこの留保金課税について

またお聞きします。

創業期における同族会社の留保金課税について、ぜひこれを免除してもらいたいということなんです。創業期の企業は当然借入担保になるべき資産は不足している。当然です、創業当初ですから。この時期に高額の税金が課されることは自己資金の確保の上で極めて高負担となりますので、少なくとも創業期については同族会社の留保金課税は免除していただきたい。例えば三年とか五年とか。これはどうでしょうか、主税局長。

○尾原政府委員 今先生のお尋ねの件は、創業期の中小企業は内部留保の充実に大変大切であるという観点からのお話かと思ひます。

留保金課税制度の趣旨は申し上げました。創業期であっても、留保金課税が発生する場合はやはり留保金課税を行うということではないかと思ひます。

なお、実はこの留保金課税については、もう先生御承知のように、所得基準、あるいは準備金の二五％までの基準、定額基準とございまして、恐らく創業期の場合にはこれにかかってくるケースはまず少ないのではないかとこのううに思ひます。また先生に教えたいただければと思ひます。

な、創業期における支援措置でございますが、今回も譲渡しておりますが、設立後五年以内の中小企業者の方については、欠損の繰越期間を七年にする、あるいは繰り戻し還付停止の適用除外にしているというふうなことを行つているところでございます。

○若松委員 何か留保金課税は全然そつけないので、やはり野党に尻うか、そう思ひたくなくなるぐらいの全く関係ないような答弁ですが、留保金課税はやはりもつと配慮すべきですよ、少なくとも事業所得については。

本日は大蔵委員長に答弁いただきたいと思ひつておりますけれども、大蔵大臣、今の話を聞いていてどうですか。もうちよつと留保金課税の緩和を考えてもいいのではないかとこのううに思ひます。和を考へてもいいのではないかとこのううに思ひます。宮澤大蔵大臣、いかがですか。これは政策

協議に入れようかなと思ひますけれどもね。

○宮澤国務大臣 そうむい気持ちで申し上げたのではないのだと思ひますが、いろいろ考へてみてもらひます。

○若松委員 大臣、委員会ですから、ちよつとこの考へを披露していただけますか。

○宮澤国務大臣 ですから、今おつしやつたような気持ちで申したのではないと思ひますけれども、いろいろ考へ方もございましょうから、また部内で議論もいたしてみます。

○若松委員 ぜひ議論してください。

それで、主税局長、かなりかたい。たしか以前の委員会でも、ダイヤモンドよりかたい主税局長という言葉を私披露させていただきましたけれども、今かたい発想というのはいまだ余りありませんので、産業再生のためにこの留保金課税を、少なくとも事業所得については検討していただきたい。また、それでだめでも、創業時三年とか五年とか、それについて検討していただきたい。主税局長、再度お願いいたします。

○尾原政府委員 当然のことながら、大蔵委員会を含め国会で議論された事項については税制調査会にすべて報告することになっておりますので、税制調査会においてまた議論させていただきますと思ひます。

○若松委員 今度は税制調査会に行きました。では、参考人招致ですね。ぜひ、本日にまじめに検討してください。切に願ひます。

それでは、これも欠損金の繰り戻しなんですけれども、これは平成四年から凍結されたままといううことで財源を理由に凍結状態が続いていると思ひますけれども、企業再生、産業再生に関するものだったから、例えば先ほどの産業再生のために土地を売却して資金を得る、それについては新しい投資をしようとかというところに対して、まさに土地の譲渡損とか出た場合には欠損金を繰り戻すとか、産業再生の観点から欠損金の繰り戻しの一部適用というもので緩和していいのではないかと、そう思ひますけれども、いかがですか。

○尾原政府委員 今まさに先生がおつしやられたように、そもそも欠損金の繰り戻し期間二年というのが本法の制度になつていられるわけでござい

ます。平成四年度にこの欠損金の繰り戻し停止をさせていたでいるわけでございまして、現在この制度の適用期限は平成十二年、来年の三月三十一日ということになっております。

それで、これをなぜ停止したかというのは、先生からお話ございましたように、財政上の問題もございました。それから、実はもう一つござい

ましたのは、国税の分野でも最近赤字法人の割合が非常に高まつていられるわけでございまして、国税の分野でも何らか工夫できないものかといったうなことでこの適用停止が行われているわけでござい

ます。

いずれにいたしましても、平成十二年三月三十一日にこの一般的な適用期限が参りますものでござい

ますから、今のような停止措置の趣旨やいろいろ御指摘を踏まえながら検討してまいりたい、このううに思ひます。

○若松委員 それでは、今赤字法人の話がありました。いわゆる外形標準課税、これも議論になつておりますけれども、この外形標準課税もやはり結論を出さなくてはいけない項目ではないかと思ひ

ます。今おつしやつた平成十二年三月三十一日が一つの期限ということ、それを前後に、この外形標準課税というものは何らかの形で意見なり結論なり出される御意向ですか。

○尾原政府委員 先般、外形標準課税についての専門的な報告書が、地方法人課税小委員会という税調の委員会から報告されたところでござい

○若松委員 それでは、通産省にお伺いします。
会社の分社、合併、こういうときに会社の財産
評価、いわゆる値決めですか、これをする必要が
あるわけですが、現在は裁判所の検査役で
すね。合併については検査役は不要で、分社は必
要だと。では、だれが実際にこの値決めをしてい
るか、評価をしているかというと、弁護士、公認
会計士。

これも、税理士の方々も現実に市の評価鑑定委
員とかになって、この値決めについて、評価につ
いて非常に実務経験を得ておりますので、別に弁
護士、公認会計士だけではなくて、税理士も日常
に株式とか土地の評価というものについて参加
させてもいいのではないかと、私はそう考えるの
ではないかと、いかがですか。

○林(洋政府委員) お答え申し上げます。

今回、私どものこの法案では、裁判所の選任
する検査役にかえて、弁護士、公認会計士ある
監査法人がその評価を行うことができるという
うにしております。

これは、なぜそうしたかということですが、
現行商法上、現物出資を行う場合に、取締役
役が裁判所に検査役の選任を請求いたします。
そういういたしますと、裁判所において弁護士ある
公認会計士が検査役として選任をされまして、
弁護士が選任された場合には公認会計士の補助
を得て調査を実施する、こういうやり方が一般
的だと承知しております。

したがって、こうした現行商法上の実務を
踏まえまして、私どもも、今回の法案では検査
役にかわって企業の選任する弁護士、公認会計
士は監査法人が調査を実施することができ、こ
ういう形にしております。

○若松委員 要は、税理士の場合には弁護士、公
認会計士、監査法人の指揮のもとに活用され
べきで、そういう御意見ですね。実は、そこま
でつくなくてもいいのかなと思ひます。今後も、
税理士の参加要件というものをぜひ認めるべき
ではないかと私は個人的に思っておりますので、引

続き検討をお願いしたいと思ひます。

これが最後の質問になります。

計理士という方がおります。これは日本に今百
名前後いっしょにやるわけですが、計理士
に公認会計士資格付与に関する請願」ということ
で、私も紹介議員にさせていただきました。

この計理士というのは、昭和二年で、計理
士法が制定されて、まさに日本の産業化、先
進国入りのときに、我が国の企業の経理面または
経営面の大変な功労者なわけですね。いわゆる職
業会計人なわけですが、これにつきまして、
公認会計士法が制定されたのは昭和二十五年
年、そのときからこの計理士という道が実際断
れました。

しかし、大変長年の経験をお持ちの計理士、そ
して日本の経済発展のために貢献したという観点
から考えても、この計理士の方に再度公認会計
士の道を与えてもいいのではないか、例えば法定
講習等そういうような手法をとりまして、それ
についてはどのように大蔵省としてはお考えで
しょうか。

○宮澤國務大臣 この問題につきましては、請願
も出ておまして、御示唆がありまして、大蔵省
の立場をできるだけ明快に申し上げることがい
いではないかと、たまたま公認会計士法が制定
されたのは昭和二十三年でございまして、占領
中とございまして、私、大蔵省にありまして、
そのことにかかわり合いました。

占領の人たちの主張は、アメリカにおいてCP
Aというものが大変に資格付与が厳しくて、し
たがって社会的な地位も高い。日本には無論計
理士さんはおられるけれども、今後日本の経済
のことを考えると、日本にもCPAの制度をつ
くべきではないかというものであります。

いろいろやりとりはございましたけれども、結
局、今おられる計理士さん方に、いわば既得権
と申しますかどういふ待遇を与えるべきかとい
う問題と絡めましてこの法律が成立をいたしま

した。そして、計理士さん方は、計理士の名称
を用いることはいない、あるいは監査、証明以外
とはなすつもりでいいというように決着になり
ました。それまでは、おっしゃいますように計理
士法、昭和二年の法律に基づきまして、計理士
は検査、監査、証明等を行っておったわけで
ござい

ます。
しかし、そういう事情がございましたから、従
来計理士であられた方々にはやはり何らかの救
済措置と申しますか、特例を設けることが入り
用だというふうな当然我々も考えましたので、し
たがって、計理士さんに対しては、通常の公認
会計士の試験とは別に特例試験を行うことに
いたしまして、そのことは昭和二十四年から
昭和四十二年まで行われました。

記録によりますと、二十四年から二十九
年の間に十一回の試験がございまして、千名
余りの方が合格をしておられます。それから、
三十九年から四十二年に五回の特例試験があ
りまして、千二百人の合格者がございました。

そういういきさつがございまして、いわば計
理士さんに対してでもできる限りの道を講じて
まいりました。たまたま昭和三十九年のこの
特例試験に関する法律案の国会審議におきま
して、昭和四十二年三月三十一日を期限とし
て特例試験の実施を五回に限ることとする、
そうして計理士の制度を廃止することとされ
まして、しかも、これらの期限は決して延長
されるべきではないという附帯決議がござい
ました。それは昭和三十九年の衆議院大蔵委
員会がございまして、

したがって、昭和四十二年を限りまして、
この特例試験を実施することを廃止することに
いたしました。と同時に、長い間の計理士とい
う社会的な存在を持っておられる方々です
から、また第三者の保護等もございまして、
計理士の名称の使用に関する法律というものを
昭和四十二年に制定いたしました。一代限り
計理士の名称の使用を恒久化する、こういう
ことになったわけでござい

ます。
そういういきさつがございまして、言
つて五十年ちよつとたちましたケースでござ
いますので、ここあたりで計理士さんのため
に特別の試験を行って公認会計士の資格を改
めて付与するといったようなことは、国会の
御決議もありまして適当なことではないか
かと、私は当時のことを記憶しておりますが、
長い年月がたつておりますので、そういう感
じを持っております。

○若松委員 今の御答弁だと思ひます。

後ろにおられる方は計理士の方ですか。長
年御努力された、日本の経済に寄与された、
大変貴重な先輩の方々です。大臣として
そういうお答えですけれども、可能な限り
また再考も促して、質問を終わらせていた
だきます。ありがとうございます。

○村井委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭
でございます。

提案されております租税特別措置法の一部改
正案は、産業再生法案に関連する租税上の措
置を講ずるものであります。そのことによる減
収は、先ほどの御答弁でも四十億とされて
おりますが、その内訳を初めに確認したい
と思ひます。

○尾原政府委員 今回の税制上の措置による減
収額、平年度ベースで四十億でございます
が、その内訳を申し上げますと、いわゆる法人
税関係といたしまして、特定の新規設備投資
に係る特別償却制度の創設が十億円の減少、
それから中小企業者の新規設備投資に係る
特別償却または税額控除制度の創設が十億
円、それから登録免許税関係で二十億、計
四十億とございまして、

○佐々木(憲)委員 その登録免許税の減収の一
番大きな部分を占めているのは何でしょうか。
○尾原政府委員 登録免許税関係二十億の
うち、大きなものを申し上げますと、債務
免除に伴う増資が約半分弱を占めているもの
というふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 債務の株式化に関連する部

分が一番多い。この債務の株式化といふのは、金融機関が債権放棄と引きかえに経営不振に陥っている企業の株式を取得するといふものである。不良債権の株式化と言つてもいいと思うのです。

そこで、宮澤大蔵大臣にお聞きしますけれども、三月二十九日の第一回産業競争力会議の議事録によりますと、大蔵大臣は、設備廃棄の問題に関しては、金融機関も参加して話し合う仕組みをつくらねいか、通産大臣にも考えてもらいたい、このように発言をされております。これに対して与謝野通産大臣は取りまとの発言で、総理、官房長官、大蔵大臣、今井会長と相談していきいたい、このように締めくくっております。

宮澤大蔵大臣のこの発言によりまして債務の株式化に一気に火がついたというふうに報道されておりますけれども、大蔵大臣のこの発言というのはどのような意図のもとで行われたのか、まずお聞きをしたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 多分ことしの一月か二月であつたと思いますが、ある非公式な席で、財界人もおられ、金融人もおられましたが、昨年の小淵内閣発足以来、この不況脱出に關しまして、大きな財政支出もいたしましたし、減税もいたしましたし、また金融機関に対する公的支援もいたしましたし、また今年もいたそうと当時しておつたところでございますが、それで、この不況脱出の最後の段階は、どうしても、産業のリストラクチャリングとそこから起る雇用の問題、これに対応しなければならぬと政府として考えているというふうなことを非公式に私から申しました。

そのことは、産業界は当然予知はしておられた、問題意識は持つておられたところですが、しかし、企業側が過剰設備あるいは不用設備を廃棄いたしますと、それは金融機関との関係が当然のことながら出てまいりますし、しかも、一対一でございますと関係は簡単でございますが、協調融資の対象になつておるといふことが大部分と思われまゝすので、したがひまして、大規模な設備廃棄あるいは

は産業のリストラクチャリングといふものは、金融機関の協力がなければ、金融機関との相談がなければならぬと申すことを申し上げましたし、関係者もそれはさうだろうというお話であつたわけでございます。

それで、第一回の産業競争力会議がございましたときに、もし産業のリストラクチャリングが必要であれば、私は必要だと思ひますが、それについては金融界との相談、協力がなければならぬかうまいかというふうに思ふということを私から申しまして、与謝野大臣もそのような発言をされ、また現実には、四月になりました、経団連と金融機関のトップとがこの問題について会談をされ、方向についての一つの合意を見出されたというふうな承知をしております。

○佐々木(憲)委員 産業競争力会議は金融機関は入つておりませんので、そういう大臣の御発言があり、また大臣自身もかなり積極的これを推進するといふ立場で行動されたようでありまして、例えば日経金融の四月三十日付によりますと、東京三菱銀行の岸頭取に宮澤大蔵大臣が電話を入れて、経団連の話を聞いてやつてほしいと申し入れたといふふうな報道されておりますけれども、こういうこともありましたでしょうか。

○宮澤国務大臣 岸さんが全銀協の会長でいらしたと思ひますが、そういうことは私からお願ひをしたことがあると思ひます。

○佐々木(憲)委員 その後、五月十八日に経団連が、「わが国産業の競争力強化に向けた第一次提言」を発表しまして、その中に「債務の株式化に係る法制の整備」という項目を設けておりまして、その中で独占禁止法、銀行法の特例に関する提案を行つております。六月十一日に政府は、「緊急雇用対策及び産業競争力強化対策について」という決定を行ひまして、この経団連の提言を實質的に取り入れております。

政府の決定の内容を見ますと、企業の過剰債務問題を解決するための選択肢として、債務の株式化を活用できることとするための環境整備を早急

に図る、こうしまして、金融機関による株式保有制限の弾力化、運用の明確化といふのを盛り込んでおります。以上が事の経過でございます。次に、公的資金による銀行に対する資本注入の關係についてお聞きをしたいと思ひます。

与謝野通産大臣は、四月十九日付日経でインタビューに答へまして、「個別企業の苦境に対応する機運がようやく金融界に出てきた。公的資金による資本注入で金融機関が助かり、今度は金融機関が企業の面倒をみる番だ」、こういうふうにして述べられても、大蔵大臣も大体こういう認識でしょうか。

○宮澤国務大臣 ちよつと私はコンテクストが違ひます。

いわゆる公的資金の投入ということによつて我が国の金融機関に対するシステムリスクをなくそう、そして不良債務の処理をせよというふうなことはございしますが、その仕事のさらに延長線において、企業のリストラクチャリングが行われるならば、さらに金融機関はそれに対応するだけの債権の処理をしなきゃならないということになるはずでございますから、その場合にどうするか。

そうすると、アメリカなんかで見ますと、いわゆるデット・エクイティー・スワップといふことがあつて、債権の一部を優先株にするというケースはあるわけでございますから、そういうことも日本でも考えたかどうか。私の考えの展開はそういうふうな展開をいたしたわけでございます。

○佐々木(憲)委員 ことしの一月二十日の金融再生委員会の運営の基本方針を見ますと、「債権放棄を行う金融機関に対しても資本増強を行うことを可能とする」といふ条項が入つておりまして、これは柳沢委員長決断でこういう項目が入つたと言われております。

それは、日経の解説によりまして、公的資金で不良債権の引当率を高めても金融機関が実際に債権放棄しなければ企業の債務負担は軽くなる

い、公的資金注入が産業再生につながるということになるからだ。ですから、公的資金が入つたといふことで銀行に償却余力が生まれる、企業がそのおすそ分けにあずかるという仕組みがつくられるといふことだと思ふんですね。

銀行が公的資金を受けているから、当然、償却原資には間接的に税金が含まれていくわけであり。関係者の合意があれば合理的再建計画だといふことで、債権放棄をした銀行には今度は損金算入で減税が行われる、債務を免除された企業にはその免除益の非課税扱いで減税が行われるといふことで、二重三重に、財政的な支えといふことによつて金融機関と企業の側が救われていく、支援される、そういう仕掛けになつていくわけですね。その結果、最終的な負担者は国民になるわけでございます。

それで、通産省にお聞きしますけれども、債務の株式化といふ場合、これを利用できる企業といふのはどういふ企業なのかという点。当然、株式会社以外の法人、個人事業者はこれを利用できないと思ひますけれども、その点、どのようにお考えでしょうか。

〔委員長退席、柳本委員長代理着席〕

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。まさに債務と株式を交換して株式を発行するわけでございますので、株式会社が行う利用できるといふふうに思ひます。上場、非上場にかかわらず、株式会社であれば利用できるのではないかとと思ひます。

○佐々木(憲)委員 日本の企業、これは通産省の中小企業白書の統計を見まして、非一次産業の企業数は五百十萬社あります。そのうちで株式会社は約百十萬社ありますから、活用できるのは、対象になり得る企業は全企業の二割にすぎないわけでありまして。特に、この利用が非常に可能だ、實質的に可能になるというふうな考えますと、上場されている株式会社が一番利用しやすいわけでございます。上場企業は約二千五百社でありますから、全体の〇・〇五％程度でございます。

企業の経営者が経営が危うくなるほど過剰設備を抱えた、その原因は当然、経営の見通しに失敗をして設備投資を過剰にやってしまったということにあるわけであります。再生委員会の運営の基本方針には、公的資金注入との関連で、債権放棄をする場合には当該企業の経営責任の明確化というのを掲げております。では、この債務の株式化を利用する経営者はどのような経営責任を問われるのか、この点を通産省にお聞きしたいと思っております。

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。

私どもの法案で債務の株式化に関するものは第十三条でございます。その中で「当該株式の発行について債権者との間に合意を有することその他の主務省令で定める要件に該当する旨の認定を主務大臣から受けたもの」という形になっておりますが、私も、例えば減資というような形で、既存株主の責任の明確化について、主務省令の中で書く方向で検討しております。そういったしますと、当然、既存株主が減資という形で責任を問われるわけでございますから、既存の経営者もこの既存株主によってその責任を問われることになるかと思っております。

なお、金融再生委員会と今回は基本的に違ふと私どもは思っております。前者の場合には国が株主となるわけでございますけれども、今回の場合にはむしろ、自主的な事業再構築を民間企業が行う場合に商法の特例と税制という道具立てを整えてやって、その中で各企業が自主的に行うという形でございます。そういう意味で違ふのではないかと考えております。

○佐々木(憲)委員 自主的に行うということで違ふと。減資という形で間接的に経営者も責任が問われるかのような説明がありました。しかし、明確なルール規定はないんですね。明文の規定はないですね。今度の仕組みでは、結局経営の見通しに失敗して過剰設備を抱えた大手の企業が大規模な設備廃棄をして大きな欠損を出した場合には、過去に納めた税金を還付してもらうというこ

とも入っておりますし、また、将来利益が出てそれが欠損金を上回らなければ七年前にわたって税を納めなくてもいい、こういう内容も入っておりますね。

債務の株式化で国民の税金が間接的に銀行と企業に流れていく、こういうことも先ほどの仕掛けから言えると思うわけですが、こうなりますと、結局、過剰設備をつくり出した責任のない国民の側は負担をする、しかし、投資戦略に失敗して過剰な設備をつくり出した経営者は明確な責任を問われるという規定がない、それが今度の仕組みであります。私は、ここに非常に重大な問題があるのではないかと。私たちは、大企業の経営の失敗をいけば国民の税金でしりぬぐいするように入っている、これは極めて重大な問題であるというふうに指摘をしておきたいと思っております。

さて次に、債務の株式化ということになりますと、銀行は新たに株式を保有しますね。公正取引委員会に聞きたいのですけれども、独占禁止法には銀行の株式の保有を制限する条項があります。この条項はなぜつくられたのか、その理由を説明していただきたいと思っております。

○山田政府委員 お答えいたします。

独占禁止法第十一条は、金融会社の事業支配力の過度集中を防止するために、金融会社が他の国内の会社の株式を五%を超えて保有することを禁止しているわけでございます。

他方、この十一条のただし書きがございまして、第一項各号の規定に定められている特定の場合、それとただし書きの規定によりましてあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合には例外的に五%を超えて株式が保有されるということとなっております。

○佐々木(憲)委員 独禁法の第十一条、これは、銀行が産業を過度に支配する、過度集中の防止という意味で設けられているということでありま

てはならないという規定があります。

そこで宮澤大蔵大臣にお聞きしますけれども、大臣は、昨年十月十三日の衆議院予算委員会でのような答弁をされております。「銀行が株式を持つ」ということは、アメリカの例にかながみましても、またその評価額の処理の問題につきましても、私は、問題がやはり非常に多いのではないかと、傾向としては、銀行がたぶん株式を持つということとは余り好ましくないことだ」と答弁されておりますね。その翌日、十月十四日には参議院の本会議でこのようにおっしゃっています。「どうもやはり日本の銀行は株を持ち過ぎている、それは率直に言つて私はそう思います。もうアメリカなんかと比べるとそれはまことに違いますので、やはり先々は、銀行は原則として株式は持たないという方向の方が私はいいんだと思っております」、このように答弁されております。

それで、株式の保有の状況なんですけれども、これは事実をちよつと確認したい。銀行の株式の保有の比率、日本とアメリカの数字を示していただきたいと思っております。

〔柳本委員長代理退席、委員長着席〕
○榊田(誠)政府委員 お答えいたします。

お尋ねの計数でございますが、我が国につきましましては全上場株式保有金額、米国については全公開株式時価総額に占める日米の銀行の株式保有比率について見ますと、我が国の場合は直近の平成十一年三月末で二・一%でございます。米国の銀行の場合は十年十二月末の計数で〇・〇%でございます。

○佐々木(憲)委員 今挙げられた数字のように、日本の場合は銀行が二・一%、アメリカは〇・〇%、これはほとんどないということでありま

す。日本の銀行の保有率が大変高いということがさまざまな問題を生み出しているわけでありま

たように、好ましくないことをみずから実行するということになるのではないかと。この点、大臣の認識をお聞きしたいと思います。

○宮澤国務大臣 我が国の場合、金融機関が事業会社の株をたくさん持っているということは、私は、やはりよくない、これはだんだん直していかなきゃならないと思っております。ことに違ひございせん。今でもそう思っております。

今回の場合、ただ、大きな債務について、リストラに伴つて金融機関がどういうふうに対応するかというのをいろいろ考えてまいりますと、いろいろな対応もありましようけれども、アメリカなんかでやっているデット・エクイティー・スワップは一つの方法だなと私は当初から思つて、申したりしてはいたんですが、それはやはり永久的な姿ではないと私は思います。

また、いつとき債務を生じた場合に、事業会社としてはいつまでもそんなものをしよつておるわけにいかないわけでございますから、考えてみますと、私は、多分優先株の場合が多いんだらうと思ひますが、いつときのこととしてやむを得ない、独禁法との関連もあるし、これが永久にいつまでもそういう姿でいるということでは恐らくあるまいな、法律の制定、起案をした人たちも、また金融機関も企業も、いわばいつときのことという場合の処理の方法として考えるべきものではないかな、私は法律の詳しいことを存じませけれども、そういうふうには思ひます。

○佐々木(憲)委員 今、一時的なものだということにおっしゃいました。

それでは、制度的に、例えば法律上の改正ですとか、あるいは保有の現状の規定を改正するとか、そういうことは考えていないという理解でよろしいですか。

○宮澤国務大臣 私が答えたいいかどうか、まあ恐らく優先株だろう。そうすれば、その性格上、やはりそういうふうなことになるっていくのではないかなと思ひます。

○佐々木(憲)委員 五%条項というのは、優先株

であろうが、これは株の性格には関係ない規定でございます。

それで、金融機関による株式保有制限の弾力化という政府の方針ですね。これは日経の七月二十五日付によりますと、大蔵省は、「八月中旬に銀行法施行規則を改正する方針だ。取引銀行が経営不振企業の再建計画を「合理的」と判断すれば、「つまり銀行が自主的に判断すれば」「発行済み株式数の五%を超す株式保有を禁じる五%ルールの例外として、五%を超す株式を取得できるようにする。」という報道がありますが、今大臣は、これは一時的なものであつて、恒久的な措置として制度を変えるというにはあり得ないというふうにおっしゃいました。

そうしますと、この日経の報道というのは誤報であるということでしょうか。

○福田(蔵)政府委員 そのような報道がなされていることについては承知しておりますが、大蔵省としての債務の株式化のための環境整備の取り組みといたしましては、やはりその趣旨として、債務の株式化による結果的な貸付金の回収可能性の向上の合理性が必要でございます。それから、銀行法に書いてございます他業禁止の潜脱防止という点も留意する必要があります。

いずれにしても、大臣の答弁のように、恒久的にそういう状態が継続するということは考えておられないわけですが、債務の株式化のための環境整備そのものにつきましては、ただいま申し上げましたような点も念頭に入つつ具体的な検討をしたいと考えております。

○佐々木(憲)委員 どうも今の説明ですと、恒久的なことは考えないけれども、しかし緩和するという措置をとると、そのことの危険性が私はあると思うのです。

五%を超えて保有することを認めるということになりますと、原理原則はあるけれども、しかし、それを否定することを発行するわけでありまして、従来の施行令その他のルールがある、そのルールをさらに緩和するというわけですから、私は、こ

れは極めて危険な方向に踏み出すのではないかと。銀行の株式保有の増大というのは、それだけ新たな株が市場に出回ることにもつながりますから、株価全体を下げる圧力になってまいります。また、銀行の株式保有が高まると銀行の経営自体が非常に不安定になっていく。株式の持ち合い解消という方向にも逆行する。ですから、債務の株式化というのは、一時的に何か企業に対する支援であるかのような形態ではありますが、全体として経済の基本を非常に大きくゆがめていく可能性が私は非常に強いと思います。

しかも、債務の株式化ということになりますと、設備廃棄とセットで行われるわけでありまして、設備廃棄が大規模に行われるということは、これは人員整理、人減らしにつながっていくわけであり

ます。ですから、企業が単独では進めにくいという理由で、政府が乗り出して金融機関を巻き込んでこういう処理をつくる、私は、こういうことは、残念ながら護送船団の復活ではないかと言わざるを得ないわけでありまして、その危険性について指摘をしまして、質問を終わります。

○村井(義)委員 次に、横光克彦君。

○横光(義)委員 社民党の横光克彦でございます。

今国会に提出されております産業活力再生特別措置法案、この主眼と申しますか主軸は事業の再構築にあるわけですが、つまり、過剰設備、過剰債務、過剰雇用の事態を打開することにあると思うのです。したがって、税制上の対応も、おのずと企業が持つ負の遺産、もっと言えば企業がみずからつくり上げてしまったとも言える負の遺産、この過剰部分の清算を進めるための支援策に重点が置かれてしまったと言えらると思うのです。

しかし、営業の譲渡あるいは譲り受けにかかわる買いかえ特例の拡充や、あるいは登録免許税の軽減などは、過剰設備の廃棄後の跡地等の流動化を進めやすくしてほしいとの強い要請を受けての、消極的選択のなせるところであらうと私は思ふのです。立地するときに税制上の優遇措置を受

けておりながら、今度、これを撤収するときにも税の優遇措置を与えなかならないのかというや

るせない思いを、税に携わる主税局の第一線の皆様はそういったお気持ちをご正直に言えば持っているのじやなからうか、私はそんな気がいたして

ります。また、債務の株式化促進に当たつての登録税の軽減、あるいは債務の株式化自体が債権者にとつては債権放棄の甘味剤にすぎない、こういった指摘も銀行界から出ているわけです。つまり、大口債権者に対する深情的な側面が余りにも強過ぎるのではないかと、そう思わざるを得ません。

しかし、そうはいつても、ここまでは何とか私も許容の範囲かもしれないと思つております。つまり、官民共同で、本来ならば民間で自助努力でやるべきところですが、これが非常に厳しい中、緊急避難的措置として官が手助けをする、そういった意味からも、先ほど申したところまでは許容の範囲かもしれない。

しかしながら、この過剰設備の廃棄促進を結果的には国が出張つてまで支援することになる欠損金の繰越控除の延長にまで手を染めるに至つては、なぜそこまでという思いをどうしても禁じ得ないのです。工場撤退などの設備廃棄が進めば、地域経済に与える影響、また関連する中小企業に与える影響、とりわけ雇用問題には深刻な打撃を与えらることはもう必至の状況だと思ひます。

ですから、政府原案のままでは、雇用安定の確保が明確にされなくても事業再構築計画を主務大臣が認定することができるようになっていく。確かに、主税局が言うとおり、税制上の優遇措置を得るためには二重の関所を越えなくてはなりません。しかし、雇用安定の明確な確保は要件となつていないのです。つまり、雇用安定の明確な確保が要件とならない欠損金の特例とは、残念ながら、このリストラの加速の潤滑油となることで、失業率の悪化を通じて景気回復の目的を持っていながら、本来ならば景気回復の目的を持っていながら結果的には景気への悪影響という負の連鎖を招く

役割を果たしかねないという気がしてならないのです。

景気が順調なときであればこのような副作用は低く抑えられるかもしれませんが、しかし、御案内のように、現在、雇用失業情勢は底割れ懸念すら払拭できない現状にあるわけですね。他方、今回緊急雇用対策として組まれた補正予算は五千億円という規模にすぎず、雇用不安の解消という国民的要請にこたえられるものになっているとは思えないわけです。

そこで、大蔵大臣にお尋ねいたしますが、今の現状から見ても、つまり失業率が過去最悪の現状の中、雇用対策として組まれた補正予算とセットで提案されましたこの事業再構築支援の一環としての欠損金の特例措置が、果たして景気回復に向けて前向きな相乗効果を望めるとお考えなのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○宮澤(國)大臣 雇用関連の補正予算が五千億円であるということをおっしゃって、そのとおりでございますけれども、それは、平成十年度の補正予算、十一年度予算におきましていわゆる一兆円の施策というものをいたしておりますので、この五千億だけが雇用に関する直接の対策だということではございません。もとより、大きな財政支出全体が雇用に関係いたしますことは申すまでもないことです。

さて、そこで、しかし、このような企業のリストラというものが雇用に影響するということはおっしゃるのとおりで、それは否定することはできません。しかし、企業として余剰の雇用を抱えていることがいつまで続けられるのか、果たしてそれは雇用にとつてもいいことなのかということとは、やはり問われなければならぬだろうと私は思ひます。

我が国の不況脱出の最終段階において、やはり雇用の問題は避けられないし、また、企業が二十一世紀に向かって生きていくためにはここでのリ

ストラは避けられない。これに手を触れさせないといつてもたつても不況の脱出というものはできないというこの段階で、確かにリストラをすれば雇用に悪い影響がある、それはおっしゃるとおりだと思いますけれども、そうかといつて、過剰な雇用を抱き、抱かれるという状況はやはりできるだけ脱却しなければならぬだろう。そのための雇用についての配慮は十分でなければならぬ、ここらで政府の判断の決着点でございまして、先ほど、こゝまでは許せるかなというような表現で物をおっしゃいましたが、私も、こゝまではまあお認めいただけるのではないかと、いったような気持ちを持っております。

○横光委員 確かに大臣のお話のように、両方を得るということは非常に難しいわけです。しかし、雇用のかんりの確保に対する安心感というものがなければ、どうしても国民の不安というものを払拭できないことにつながっていくわけですね。また、このような税の優遇という手助けなしに、既に血のにじむような思いで設備廃棄等に取り組んできた企業も少なくないのです。そしてまた、こういった恩恵からはほど遠いところで不況に苦しんでいる中小企業や個人事業の皆さんもおられるのです。

そういうことから見ますと、これらの方々が当然今回のことに対しては大いなる不満を抱きますよね、不公平感につながるわけですから。何より、結果的には、特定の大企業あるいは業界、そういうもののみに活用されることがほぼ明らか措置を強行することによって生まれてくる税制に対する信頼感の喪失、これも見逃すことはできないと思うのです。つまり、公平、簡素、中立という税制の三原則を脅かすようなことになってはやはり困るのではなからうか。税制の不信を生むこういった欠損金の特例措置というのは、私は今回は必要なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 もとより、中小企業に對しましてもいろいろな施策が必要でございまして、それ

はそれなりにいたしてまいりましたつもりでございしますが、この法律の対象になる大きな部分と申しますか、今お話しの間係で申しますれば、特定の企業という考えでおるわけではございません。日本経済の一番中心になっておる部分、ここがリストラをしなければ日本経済全体のリストラというのはやはり現実の問題として困難だということはお認めいただけると思いますので、それに対して政府として支援し得ることは何であらうか、こういうことを法律をもつてお願いしようとしておるわけ、特定の企業、会社といったような考えから出ているものではございません。

○横光委員 先ほど、事業の再構築と雇用の問題の兼ね合いの難しさというお話がございました。確かに、企業、事業再構築と同様に、私は、雇用の不安の克服こそが景気回復の何よりの良策になり得る、このように考えております。

ですから、こういった手法は産業再生にも私は活用できると思っております。遠回りなようですが、失業を生まない、あるいは失業者をつくらないために不可欠な要素となるのが、労働時間の短縮等によるワークシェアリング効果を通じた雇用創出を図ることだと思っております。ですから、不況産業の抱えるお荷物を軽くする、いわゆる今回のような後処理的な税制対応ではなく、ワークシェアリングの促進など、いわゆる先を見通した政策に対する税制上の優遇策こそ求められていいのではないかと。

今すぐには申しませんが、中長期的な展望に立った上でのワークシェアリングの促進など税制上の優遇策について、どのように大蔵省としてはお考えなのか、お聞かせいただきたいと思ひます。○宮澤国務大臣 従来いろいろやってまいりました。もうございしますが、その上に今新しく、にわかにはお答えができませんけれども、御主張の点は十分これからも努力をいたさなければならぬと思ひます。

○横光委員 どうぞよろしくお願いいたします。終わります。ありがとうございました。

○村井委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○村井委員長 本案につきまして、日本共産党から討論の申し出がございましたが、理事会で協議の結果、御遠慮願うことになりましたので、御了承願ひます。

これより採決に入ります。
内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○村井委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○村井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○村井委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時三十二分散会

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)

の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項に次の一号を加える。

八 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律

第 号) 第四条第二項に規定する認定事業

再構築計画(同法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているも

のに限る。)に従つて同法第二条第二項に規定する事業再構築を行う第十條第二項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第十七條第一項第一号に規定する確認を受けたもの(前各号に掲げる個人に該当する者を除く。)

当該認定事業再構築計画に定める機械及び装置

第十一條の三第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人で、産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画(同法第二条第二項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。以下この項において「事業再構築計画」という。)に係る同法第三条第一項の認定(同法第四条第一項の認定を含む。)を受け、かつ、同法第十七条第一項第一号及び第二項の確認を受けたものが、同法の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない機械その他の減価償却資産で同法第二条第二項第二号に規定する事業革新に著しく資するものとして政令で定めるもの(当該事業再構築計画に記載されたものに限る。以下この条において「事業革新設備」という。)を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用(貸付けの用を除く。)に供した場合に、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該事業革新設備(前二條の規定の適用を受けるものを除く。)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該事業革新設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十八(当該事業革新設備が産業活力再生特別措置法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更について定められている事業再構築計画に記載されたものである場合には、百分の二十四)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、

一九

第四十四条の四第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人で、産業活力再生特別措置法第三條第一項に規定する事業再構築計画（同法第二條第二項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。以下この項において「事業再構築計画」という。）に係る同法第三條第一項の認定（同法第四條第一項の認定を含む。）を受け、かつ、同法第十七條第一項第一号及び第二項の認定を受けた法人（これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。）が、同法の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない機械その他の減価償却資産で同法第二條第二項第二号に規定する事業革新に著しく資するものとして政令で定めるもの（当該事業再構築計画に記載されたものに限る。以下この項において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該事業革新設備（第四十三條から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一條第一項の規定にかか

わらず、当該事業革新設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該事業革新設備の取得価額の百分の十八（当該事業革新設備が産業活力再生特別措置法第二條第二項第一号に規定する事業構造変更について定められている事業再構築計画に記載されたものである場合には、百分の二十四）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第四十四条の四第二項中「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法」を「産業活力再生特別措置法附則第五條の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法」に改める。

第六十五條の七第一項の表以外の部分中「第二十号の上欄」を「第二十号の上欄のイからハまで」に、「同欄の認定」を「それぞれ最初に同欄のイからハまでの認定」に、「又は第十一号の場合」を「若しくは第十一号の場合又は第二十号の場合（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合に限る。）」に改め、同項の表の第二十号を次のように改める。

二十 国内にある土地等、建物又は構築物で、イからハまでに掲げる法人により取得をされた日から引き続き所有されていたこれらの資産のうち所有期間（その取得がされた日の翌日からこれらの資産の譲渡がされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。次号及び第二十二号において同じ。）が十年を超えるもの（それぞれイからハまでに規定する事業再構築計画の定めるところにより譲渡をされるものに限るものとし、イ又はハに掲げる法人にあつては、その譲渡の前一年以内のいずれかの時において産業活力再生特別措

既成市街地等以外の地域内にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置でそれぞれ上欄のイからハまでに規定する事業再構築計画の定めるところにより取得をされるもの

置法第十七條第三項第一号に規定する特定業種に属する事業以外の事業の用に専ら供されていたものを除く。）

イ 産業活力再生特別措置法の施行の日から平成十三年三月三十一日までの期間（以下この号において「特定期間」という。）内に同法第三條第一項に規定する事業再構築計画（同法第二條第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。ロにおいて同じ。）に係る同法第三條第一項の認定（同法第四條第一項の認定を含む。以下この号において同じ。）を受け、かつ、同法第十七條第三項の認定（同項第一号に該当するものとして受けたものに限る。ハにおいて同じ。）を受けた法人

ロ 特定期間内に産業活力再生特別措置法第三條第一項に規定する事業再構築計画に係る同項の認定を受け、かつ、同法第十七條第三項の認定（同項第二号に該当するものとして受けたものに限る。）を受けた法人

ハ 特定期間内に産業活力再生特別措置法第三條第一項に規定する事業再構築計画（同法第二條第二項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。）に係る同法第三條第一項の認定を受け、かつ、同法第十七條第三項の認定（同項第三号に該当するものとして受けたものに限る。）を受けた法人（イに掲げる法人に該当するものを除く。）

第六十五條の八第一項中「第二十号の上欄」を「第二十号の上欄のイからハまで」に、「同欄の認定」を「それぞれ最初に同欄のイからハまでの認定」に、「又は第十一号の場合」を「若しくは第十一号の場合又は第二十号の場合（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団

体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合に限る。）」に改める。

第六十五條の九中「第二十号の上欄」を「第二十号の上欄のイからハまで」に、「同欄の認定」を「それぞれ最初に同欄のイからハまでの認定」に改める。

第六十六條第一項中「特定事業者の事業革新の

項に規定する還付請求申告書に、前二項に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日から七年を経過する日まで、することができる。この場合において、同法第七十条の二第五項及び第七十一条の規定の適用については、同項「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法第六十六条の十二第三項（欠損金並戻金の繰越期間の特例）」と、同条中「前条の規定」とあるのは「前条及び租税特別措置法第六十八（六）条の十二第三項（欠損金の繰越期間の特例）の相つ規定」とする。第六十六条の十二に次の一項を加える。

前二項に定めるもののほか、設備廃棄等によ

む」、事業革新法第六条第一項（「新事業創出促進法第九條の規定により読み替えて適用される場合を含む」、事業革新法第八条第一項若しくは第九條第一項の規定による承認（事業革新法の施行の日の翌日）を「新事業創出促進法第九條の規定により読み替えて適用される産業活力再生特別措置法第三条第一項若しくは第四条第一項の規定による認定（同法の施行の日）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２ 産業活力再生特別措置法第四条第一項に規定する認定事業者又は同法第七条第一項に規定す

四 法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産又は船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く）。イ又はロに掲げる事項の区

平成十一年七月二十八日

の四」と、新法第三十五條第一項中「第三十七條の九の二の規定」とあるのは「第三十七條の九の二の規定若しくは平成十一年旧法第三十七條若しくは第三十七條の四の規定」と、新法第三十六條の二第一項中「又は第三十七條の九の二」とあるのは「若しくは第三十七條の九の二又は平成十一年旧法第三十七條若しくは第三十七條の四」と、新法第三十七條の五第一項中「若しくは第三十七條」とあるのは「若しくは第三十七條若しくは平成十一年旧法第三十七條」と、新法第三十七條の六第一項各号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は平成十一年旧法第三十七條若しくは第三十七條の四の規定」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二條の五から第四十二條の十まで、第四十二條の十二、第四十四條の四から第四十九條まで、第五十二條の二、第五十二條の三、第六十一條の三、第六十四條（新法第六十四條の二第六項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む）、第六十五條の七（新法第六十五條の八第七項、第六十五條の十三第四項及び第六十五條の十四第七項並びに阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十條第五項及び第二十一條第七項において準用する場合を含む）及び第六十七條の四の規定並びに租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号。以下この項において「平成十一年改正法」という。）附則第二十六條第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年改正法第一條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「平成十一年旧法」という。）第四十六條及び平成十一年改正法附則第二十九條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五條の七（同項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第四十二條の五第一項中「第四十九條」とあるのは「第四十九條若しくは租税特別措置法第四十九條」と、新法第四十二條の十第一項中「第四十九條」とあるのは「第四十九條若しくは旧法第四十四條の四」と、新法第四十二條の十二第一項及び第二項、第四十四條の四第二項及び第三項、第四十四條の五第一項、第四十四條の六第一項、第四十四條の七第一項、第四十四條の八第一項、第四十四條の九第一項、第四十四條の十第一項から第三項まで、第四十五條の二第一項、第四十六條第三項、第四十六條の二第一項及び第二項、第四十六條の三第一項、第四十七條第二項、第四十八條第一項並びに第四十九條第一項中「又は」とあるのは「若しくは旧法第四十四條の四又はこれらの規定」と、新法第五十二條の二及び第五十二條の三第一項中「又は第四十三條から第四十八條まで」とあるのは「若しくは第四十三條から第四十八條まで又は旧法第四十四條の四」と、新法第六十一條の三第四項、第六十四條第六項、第六十五條の七第七項及び第六十七條の四第六項中「第五十條まで」とあるのは「第五十條まで並びに旧法第四十四條の四」と、平成十一年改正法附則第二十六條第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第四十六條第一項中「又はこれらの規定」とあるのは「若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十四條の四又はこれらの規定」と、平成十一年改正法附則第二十九條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五條の七第七項中「第五十條まで」とあるのは「第五十條まで並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十四條の四」と、同法第二項、

4 前三項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第六條の規定の適用については、同法第二條第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第三條第一項から第三項までの規定並びに」とする。

（法人の事業革新設備等の特別償却に関する経過措置）

第四條 施行日前に、旧法第四十四條の四第一項に規定する認定を受け、かつ、同項に規定する承認を受けた同項の法人が、最初に当該承認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（同項に規定する政令で定める法人にあっては、同項に規定する政令で定める期間）内に取得又は製作をした同項に規定する事業革新設備については、同條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法」とあるのは「産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第九号）附則第五條の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（平成十一年法律第六十一号。以下こ

新法第四十二條の六第一項及び第二項、第四十二條の七第二項及び第二項、第四十二條の八第一項及び第二項、第四十二條の九第一項並びに第四十二條の十第一項中「第四十九條」とあるのは「第四十九條若しくは旧法第四十四條の四」と、新法第四十二條の十二第一項及び第二項、第四十四條の四第二項及び第三項、第四十四條の五第一項、第四十四條の六第一項、第四十四條の七第一項、第四十四條の八第一項、第四十四條の九第一項、第四十四條の十第一項から第三項まで、第四十五條の二第一項、第四十六條第三項、第四十六條の二第一項及び第二項、第四十六條の三第一項、第四十七條第二項、第四十八條第一項並びに第四十九條第一項中「又は」とあるのは「若しくは旧法第四十四條の四又はこれらの規定」と、新法第五十二條の二及び第五十二條の三第一項中「又は第四十三條から第四十八條まで」とあるのは「若しくは第四十三條から第四十八條まで又は旧法第四十四條の四」と、新法第六十一條の三第四項、第六十四條第六項、第六十五條の七第七項及び第六十七條の四第六項中「第五十條まで」とあるのは「第五十條まで並びに旧法第四十四條の四」と、平成十一年改正法附則第二十六條第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第四十六條第一項中「又はこれらの規定」とあるのは「若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十四條の四又はこれらの規定」と、平成十一年改正法附則第二十九條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五條の七第七項中「第五十條まで」とあるのは「第五十條まで並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十四條の四」と、同法第二項、

2 旧法第六十五條の七第一項の表の第二十号の上欄に規定する法人が施行日前に行った同欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 前項の規定の適用がある場合における新法第六十二條の三、第六十五條の三から第六十五條の五まで及び第六十五條の十の規定の適用については、新法第六十二條の三第九項中「又は第六十四條」とあるのは「第六十四條」と、「第六十六條の規定」とあるのは「第六十六條の規定又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法（以下「平成十一年旧法」という。）第六十五條の七から第六十五條の九までの規定」と、「又は第六十五條の十四第四項の規定」とあるのは「若しくは第六十五條の十四第四項の規定又は平成十一年旧法第六十五條の七第四項（平成十一年

有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十四條の四」とする。

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第五條 旧法第六十五條の七第一項の表の第二十号の上欄に規定する法人が施行日前に行った同欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

旧法第六十五条の八第六項において準用する場合を含む。若しくは第六十五条の八第三項若しくは第四項の規定」と、新法第六十五条の三第一項、第六十五条の四第一項及び第六十五条の五第一項中「第六十五条の九まで」とあるのは「第六十五条の九まで若しくは平成十一年旧法第六十五条の七から第六十五条の九まで」と、新法第六十五条の十第一項各号中「又は前三条」とあるのは「若しくは前三条又は平成十一年旧法第六十五条の七から第六十五条の九まで」とする。

(共同で現物出資をした場合の課税の特例に関する経過措置)

第六条 旧法第六十六条第一項に規定する特定事業法人が施行日前にした同項に規定する特定共同出資については、なお従前の例による。

(欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置)

第七条 新法第六十六条の十二第二項の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に終了する事業年度において生じた同項に規定する設備廃棄等による欠損金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において生じた旧法第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄による欠損金額については、なお従前の例による。

(欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置)

第八条 新法第六十六条の十四の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において生じた同条第一項に規定する欠損金額又は設備廃棄等による欠損金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において生じた旧法第六十六条の十四に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第九条 施行日前にされた旧法第八十条第一項に規定する承認(同項に規定する事業革新法の規定による承認に限る。)に係る同項各号に掲げ

る事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第二項中「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号。以下「平成十一年改正法」という。))」を「平成十一年改正法」という。以下「平成十一年改正法」という。以下「平成十一年改正法」という。

号。以下「平成十一年改正法」という。以下「平成十一年改正法」という。以下「平成十一年改正法」という。

中「平成十一年新法」を「平成十一年新措置法」とし、「並びに平成十一年改正法」を「並びに租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号。以下「平成十一年改正法」という。))」に、「第十三条の二及び」を「第十三条の二」に、「第三十七条の三の規定」を「第三十七条の三及び平成十一年改正措置法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年改正措置法による改正前の租税特別措置法(以下「平成十一年旧措置法」という。))第三十七条の三の規定」に改める。

附則第七條第二項中「平成十一年新法」を「平成十一年新措置法」に改め、同条第三項中「平成十一年新法」を「平成十一年新措置法」に、「平成十一年旧法第四十六条」を「平成十一年旧法第四十六条及び」を「含む。」の規定)を「含む。」及び平成十一年改正措置法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧措置法第六十五条の

七(同項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧措置法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。)の規定に改める。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、事業再構築計画の認定を受けた事業者に関し、事業革新設備の特別償却、事業用資産の買換えの場合等の課税の特例、設備廃棄等による欠損金の繰越期間等の特例、登録免許税の特例等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。